

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月30日
【事業年度】	第75期（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）
【会社名】	株式会社タカキュー
【英訳名】	Taka-Q Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 大森 尚昭
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03)5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
売上高 (千円)	22,380,948	14,601,957	12,139,686	11,975,883	10,026,675
経常利益又は経常損失 (千円)	219,222	3,107,797	1,919,871	706,684	52,407
当期純損失 (千円)	1,051,740	3,139,010	2,146,235	1,050,386	102,173
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	2,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000
(発行済株式総数) (株)	(24,470,822)	(24,470,822)	(24,470,822)	(24,470,822)	(24,470,822)
純資産額 (千円)	4,349,185	1,339,802	876,926	1,933,923	1,915,660
総資産額 (千円)	11,128,156	9,264,008	8,009,077	6,406,769	5,610,794
1株当たり純資産額 (円)	178.50	54.99	35.99	79.37	78.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 (円)	43.16	128.83	88.09	43.11	4.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.1	14.5	10.9	30.2	34.1
自己資本利益率 (%)	21.5	110.4	927.3	-	-
株価収益率 (倍)	3.29	1.09	1.25	1.81	15.98
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	128,193	1,457,966	2,219,498	149,525	258,383
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	262,876	112,377	653,281	45,771	66,012
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	417,161	1,180,799	2,521,008	292,210	166,155
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	795,876	631,087	1,585,878	1,488,964	1,130,438
従業員数 (人)	712	664	548	440	298
[外、平均臨時雇用者数]	[625]	[444]	[232]	[182]	[160]
株主総利回り (%)	78.0	76.9	60.4	42.9	36.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(96.4)	(121.8)	(125.9)	(136.6)	(188.0)
最高株価 (円)	202	193	149	113	100
最低株価 (円)	142	101	105	71	65

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「持分法を適用した場合の投資損益」は持分法を適用する重要な関連会社がないため金額の記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第74期及び第75期の自己資本利益率については、算定の基礎となる期首自己資本及び期末自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお( )内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

1947年創業者である高久泰憲が、新宿西口において紳士衣料の店舗を個人営業店として開設、その後業容の拡大に対処すべく1950年6月30日付をもって株式会社高久として当社を設立しました。

当社は、1969年大井町店の出店を契機としてチェーン展開を開始し、2024年2月29日現在120店舗のチェーンストアを有する紳士服・紳士洋品雑貨及び婦人服・婦人洋品雑貨を扱う小売専門店であります。

なお、当社は、1984年5月29日付をもって商号を株式会社タカキューに変更しております。

1950年6月	高久泰憲の個人営業店舗を継承し、当社設立。紳士服を中心とした衣料品の販売を開始 (資本金500千円、本店新宿区角筈)
1964年5月	当社トレードマークの「taka-Q」の使用を開始
1970年8月	本社を新宿区西新宿に移転
1981年10月	婦人服専門店チェーン「(株)メルス(MELS)」を設立
1983年3月	POSシステム(販売時点情報管理システム)を導入
1984年9月	当社株式を「(社)日本証券業協会東京地区協会」に店頭売買銘柄として登録、株式を公開
1986年4月	ヤングカジュアル衣料専門店チェーン「(株)ムービン」を設立
1986年11月	東京証券取引所市場第二部へ上場
1987年11月	本社を新宿区下落合に移転
1988年3月	当社の衣料品修理加工部門のリフォームセンターを分離、「テイエムエムサービス(株)」を設立
1989年8月	東京証券取引所市場第一部へ指定替
1990年1月	大阪証券取引所市場第一部へ上場
1992年8月	ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)との間に業務及び資本提携契約を締結
1993年3月	レディース部門(41店舗)を関係会社の婦人服専門店チェーン(株)メルスに譲渡
1994年5月	本社を板橋区板橋に移転
1998年7月	(株)ムービンから営業全部譲受(41店舗)し、同社を清算(1998年12月清算終了)
2000年4月	当社が保有する(株)メルスの全株式をジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)に譲渡
2003年3月	S P A型サードワードローブ店舗「MALE&Co.」第1号店を開店
2003年4月	靴のセレクトショップ「around the shoes」第1号店を開店
2003年8月	ボトム中心のヤングカジュアル店舗「semanticdesign」第1号店を開店
2003年8月	大阪証券取引所市場第一部の上場を廃止
2005年5月	物流センターを愛知県名古屋市の移転
2006年4月	25歳から35歳の男女のお出かけ着を提案する「m.f.editorial」第1号店を開店
2006年8月	団塊世代の男性をメインターゲットとした「Wilkes Bashford」第1号店を開店
2007年10月	おしゃれなシャツの専門店「SHIRTS CODE」第1号店を開店
2011年2月	新宿店に新宿東口店を統合して、旗艦店『タカキュー新宿本店』として新装開店
2014年9月	E Cサイトを一新し、インターネット通信販売の体制を強化
2017年2月	ビッグサイズ紳士衣料専門店「グランバック」事業を株式会社ダイエーから承継
2018年3月	モバイル端末向けにタカキュー公式アプリをリリースし、顧客管理システムを刷新
2018年12月	コーポレートサイトとオンラインショップを統合
2019年9月	キャッシュレス決済への対応とカード会員の利便性向上のためPOSシステムを刷新
2020年10月	デジタル技術を駆使して体のサイズを測るサイズテック事業としての新業態「redro」を開発
2020年11月	提携カード会員の特典としてタカキューポイント制度を導入
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2024年1月	イオン株式会社との業務及び資本提携契約を解消
2024年1月	グロースパートナーズ株式会社との事業提携契約を締結

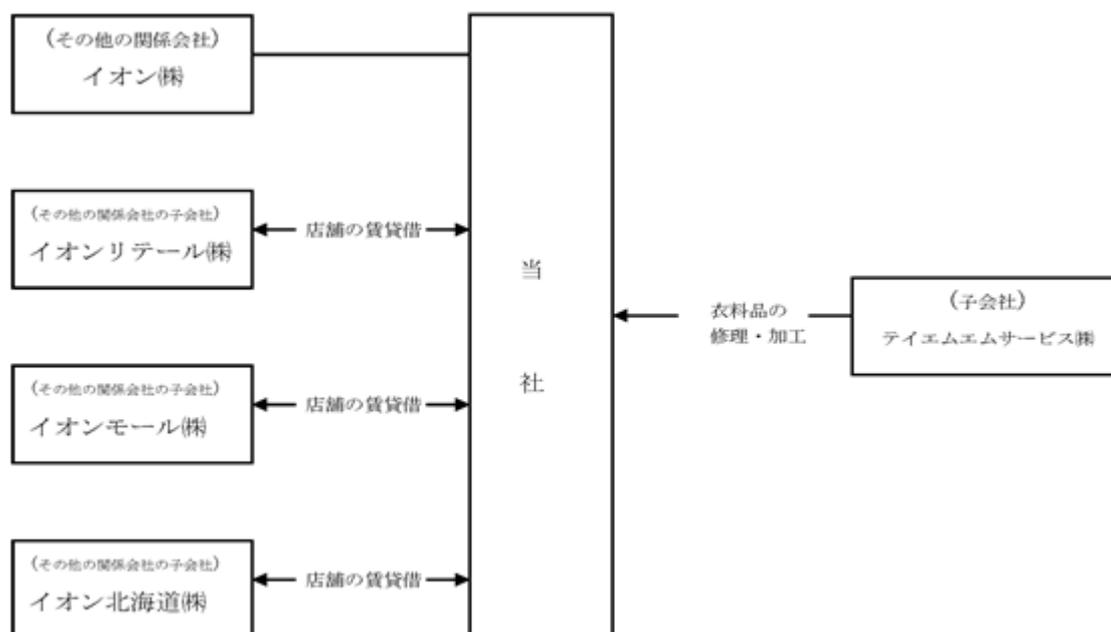
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社1社、その他の関係会社1社及びその他の関係会社の子会社3社の構成となっております。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、子会社、その他の関係会社及びその他の関係会社の子会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

衣料品販売	株式会社タカキュー	(以下当社という。)
衣料品修理・加工	テイエムエムサービス株式会社	(子会社)
純粋持株会社	イオン株式会社	(その他の関係会社)
ショッピングセンター雑貨	イオンリテール株式会社	(その他の関係会社の子会社)
ショッピングセンター雑貨	イオンモール株式会社	(その他の関係会社の子会社)
ショッピングセンター雑貨	イオン北海道株式会社	(その他の関係会社の子会社)

以上の概要図は次のとおりです。本項については2024年2月29日時点の「事業の内容」について記載しております。



### 4【関係会社の状況】

本項については2024年2月29日時点での「関係会社の状況」について記載しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区	220,007	純粋持株会社	33.28	当社は主に賃貸借契約に基づきイオン(株)の子会社であるイオンリテール(株)、イオンモール(株)及びイオン北海道(株)等のショッピングセンターに入居し、紳士・婦人服を中心に販売しております。

(注) 有価証券報告書を提出しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2024年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
298 (160)	45.1	19年4ヶ月	3,684

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 2. パートタイマーの年間の平均人員数160名(1日8時間換算の月平均人数)を外数で記載しております。  
 3. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んで計算しております。  
 4. 前事業年度末に比べ従業員数が142名減少しておりますが、主な理由は希望退職の実施によるものであります。

### (2) 労働組合の状況

- 名称 全タカキュー労働組合
- 結成年月日 1978年9月20日
- 組合員数 236名
- 所属上部団体名 U A ゼンセン流通部門
- 労使関係 組合結成以来、円滑な労使関係を維持しており、特記すべき事項はありません。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
3.6	40.0	74.6	74.2	93.2	パートは換算人数で算出

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、創業以来の「お客様最優先」の経営理念のもと、「Enjoy Fashion! Enjoy Life!」をテーマに掲げ、「ファッションアパレル専門店をコアとしたライフスタイル提案企業」として独自のポジショニングにおいて、日本を代表するファッション専門店となることを目指しております。

#### (2) 経営環境及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2024年3月28日付にて事業再生計画を公表しております。当計画は、2025年2月期に約20億円の金融支援と約5億円のグロースパートナーズ株式会社の出資により債務超過の解消と上場維持、更にグロースパートナーズ株式会社との事業提携による、同社の有する知見やサポート機能・ネットワーク等を活用し、MD改革、OMO推進、顧客の囲い込み等の施策に取り組み、収益の改善を図るとともに、財務体質の改善を行い、事業の再生を図ることを主要な内容としております。計画数値は以下のとおりとなります。

	実績(百万円)		計画(百万円)			
	2024/2期	2025/2期	2026/2期	2027/2期	2028/2期	2029/2期
売上高	10,026	9,884	9,856	9,908	9,908	9,908
経常利益	52	239	158	198	214	277
純資産	1,915	622	729	836	959	1,146

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、2022年2月期末にて債務超過の状態となったため、上場廃止に係る改善期間入りをしており、同改善期間の期限である2024年2月末日時点では依然として債務超過の状態が続き、上記改善期間中には上場維持基準に適合できず、監理銘柄(確認中)に指定されておりました。

また、当社は2024年2月29日時点において、スタンダード市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」については基準を満たしておりません。

当社は、当該事象を解決するための対応策として、取引金融機関による約20億円の金融支援及びグロースパートナーズ株式会社による約5億円の出資による債務超過の解消、上場維持を含む事業再生計画を実行してまいります。

当社は上場維持のため、事業再生計画に係る審査を東京証券取引所に申請しておりましたところ、2024年4月10日付にて、当社の事業再生計画が、純資産の額が正の状態になることを計画しているものとして認められたことから、2024年4月11日付で、監理銘柄(確認中)は解除されました。

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構より買取決定等の通知を受け、取引金融機関より債務免除等の金融支援に関する同意を頂いたことから、2024年5月23日付で取引金融機関より債務免除等が実行されました。これに伴い、2025年2月期第1四半期において債務免除益約15億円を特別利益に計上する見込みであります。また、同日に実行された第三者割当による約5億円の資金調達と合わせ、債務超過を解消し、財務基盤が確立したものと考えております。

当社は、グロースパートナーズ株式会社の支援を受けることにより、同社のBtoC型ビジネス、ECビジネスに関する知見、専門家によるマーケティング等のサポート機能、社外関与先との提携・連携等といったシナジー創出の機会を最大限活用し、MD改革、OMO推進、顧客の囲い込み等の施策に取り組み、事業の再構築を図ってまいります。

#### 『中期目標』

「他社とは差別化された最先端レベルの専門店への変革を実現」  
販売チャネル・商品ポートフォリオの改革により新生タカキューを創造

#### (事業戦略)

##### MD改革

- ・ オフィスカジュアル化に対応すべく、ストレッチ、軽量等の商品開発
- ・ 季節性の変化に対応すべく、季節MDの根本からの見直し
- ・ 原価高騰に対応すべく、中・高価格帯の価格見直しと、オーダースーツラインナップの強化

##### OMO推進

- ・ 粗利率向上、在庫・賃料・人件費削減に向けて、実店舗とデジタルを融合した売場改革

#### 顧客の囲い込み

- ・OMO店舗からECへの誘導・定着強化、会員のEC活用促進によるEC売上拡大
- ・自社ブランドのファン拡大に向けて、SNSを活用した情報発信等のウェブマーケティング
- ・「モノ消費」「コト消費」の観点で、自社商品の着用により実現、満たされる場面を連想させるマーケティング

#### (組織運営体制)

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じてコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、2024年5月30日付にて、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の強化を目的とした執行役員制度を導入いたしました。あわせて、事業再生計画を着実に遂行する体制を整えるために、2名の新任取締役が就任いたしました。

#### (グロースパートナーズ株式会社の役割)

グロースパートナーズ株式会社は以下の役割を担います。

- ・当社への出資による資本の維持・増強
- ・当社への役員派遣及びガバナンス体制の強化
- ・当社の安定的な事業運営の支援及び経営ノウハウ、リソースを活用した事業の再構築
- ・当社に対するハンズオン支援(企業価値向上に向けた事業施策完遂のサポート)

当社は、以上の事業再生計画を完遂することにより、事業の継続と営業効率の向上を図り、事業構造改革およびDX推進、コーポレートガバナンスやサステナビリティへの取り組み強化等を実行し、事業の再建によるタカキューの完全復活を実現し、ステークホルダーの皆様のご期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する事項を含む重要な経営課題について、取締役会で協議するとともに、社内に体制を構築し、議題の解決を図ってまいります。

### (2) 戦略

当社は、企業の継続性のほか、社会及び環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、適切に対処するよう努めております。

活動の一例として、350種類以上の有害物質の排除を対象とした製品の開発、また、同時にそれに携わる人や工場、環境にも配慮し、SDGsとトレーサビリティにも注目した商品も手掛けております。

また、全店規模での不要衣料の為の回収ボックスの設置し、これら回収した洋服から、再び服を作るサーキュラーエコノミーの活動、同じく回収した衣料からバイオジェット燃料を製造するプロジェクトへの参加などが挙げられます。店舗廻りでは、プラスチック製のショッパーを廃止し、全て紙製のショッパーに変更しました。また、これを機に、ノベルティーとしてアフリカ産（エチオピア）エコバッグを2万枚生産し、これを配布する活動を行い、「マイバッグ運動」を社内外に広く浸透させるなどの活動に取り組んでまいりました。

更に、ファッション・繊維企業で共同創設された「ジャパンサステナブルファッションアライアンス」に加入し、サステナブルなファッション産業構築に向けて課題や解決策を議論していく中で、特に「適量生産・適量購入・循環利用によるファッションロスゼロ」と「2050年カーボンニュートラル」を目指す取り組みとして、OMO事業およびオーダー事業を拡大し、大量消費・大量生産の抑制、およびCO<sub>2</sub>の削減を図ってまいります。

今後はこれらの活動における基本方針を策定し、適宜開示してまいります。

当社は、社員の成長が企業の成長へ繋がるものであり、また、今後の更なる成長には人材確保が必要不可欠であると考えております。

人材育成方針として、「教育チャンネル」を開設し、毎月教育動画を従業員向けに配信し、取締役の参加する会議において、状況報告、および議論を行っております。また、社内環境整備方針として、衛生委員会を設置し、月に一度、有給休暇の取得状況、残業時間の管理、健康診断の受診状況の確認や、ストレスチェック等、従業員の健康や社内環境の改善に向けて議論をしております。また、男性の育児休業の促進や、ダブルワークの導入等、ワークライフバランスの向上に取り組んでおります。

### (3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスクを含め、当社を取り巻く業務や取引における潜在的なリスクを認識すべく、社内規程に基づきリスク管理を実施し、必要に応じてその運用状況の評価を行っております。また、コンプライアンス、情報セキュリティ管理などにおいても継続的に改善を行い、社内で研修を実施しております。重要なリスクおよび機会に関しては、必要に応じて取締役会に報告を行うこととしております。なお、当社のリスクに関する詳細は、「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### (4) 指標及び目標

当社は現在、女性・外国人・中途採用者等の区分での管理職の構成割合や人数等の目標数値等は設定していませんが、具体的な目標設定や状況の開示については今後の課題として検討してまいります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) ファッショントレンド及びお客様の嗜好の変化などによるリスク

当社の扱う商品は、個人消費の動向、他社との競合に伴う市場変化などの要因に加え、ファッショントレンドの変化やお客様の嗜好の変化による影響を受けやすいため、動向に合った商品の企画と仕入が行われなかった場合、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

当社は、お客様のニーズを的確に反映した素材やスタイリングの開発、店舗タイプ別の品揃え体制の構築によりこれらリスクの低減を進めてまいります。

#### (2) 個人情報に関するリスク

当社はクレジットカード会社との提携による顧客管理と、当社独自のメンバーズカード発行による顧客情報を扱っております。これらの個人情報の管理については、社内体制の整備、情報インフラにおけるセキュリティの確保、従業員への教育等の対応を行っております。しかしながら、万一当該情報の漏洩、流出があった場合には、損害賠償の発生、社会的信用の低下などにより業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 固定資産の減損損失に関するリスク

店舗の損益状況の悪化により、固定資産の減損損失判定において減損損失を認識した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。減損リスクへの対応として、月次決算を含め損益状況を常時管理し、各店舗毎に収益改善に向けた施策を講じております。

#### (4) 商品の生産体制に関するリスク

当社のプライベートブランド商品は、取引先を限定して生産を行っており、生産・企画面で瑕疵があった場合、適正な時期に適量の商品を陳列することができなくなります。また取扱商品の生産地は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国が多いため、各国の政情や輸入手続きに問題が発生した場合、商品供給に支障が出て、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況に対し、取引先への品質管理の指導、複数の取引先との取組みによる生産地の分散など、リスクを低減できる体制を目指しております。

#### (5) 天候・災害等によるリスク

当社の扱う商品は、季節毎にマーチャンダイジングを行っており、冷夏、暖冬、台風など天候によって影響を受ける可能性があります。

また、地震、風水害等の自然災害が発生した場合、入居している建物、商品の損害及び店舗の修復に伴う休業等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) テナント入居している商業施設について

当社がテナント入居している商業施設の集客力が何らかの要因で低下した場合、業績に影響を与える可能性があります。また商業施設側の経営が悪化した場合にも差入れている保証金、敷金の回収が困難になり、業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 原材料等のコスト上昇リスク

当社の扱う商品は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国で生産しているものが多いため、原材料価格、現地の人件費、運賃等のコストアップによる原価上昇リスクがあります。

#### (8) 工事費用の高騰リスク

当社は数多くの店舗を有しており、出店、改装、退店に際して実施する工事費用が高騰した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)感染症の拡大によるリスク

新型コロナウイルス等、感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発出された場合、商品供給の停滞、店舗における営業休止等により業績への影響が拡大する可能性があります。店舗においては予防、拡大防止のため、消毒液の設置、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等の対策を行っております。また、感染症の影響を受けにくいEコマース事業の強化、拡大を基本方針として対応を進めてまいります。

(10)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、前事業年度において、営業損失785,167千円、当期純損失1,050,386千円、同事業年度末にて純資産1,933,923千円となり、当事業年度において、営業損失40,608千円、当期純損失102,173千円となり、同事業年度末においても1,915,660千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が継続して存在しているものと認識しております。

当社は、継続企業の前提にかかる重要な疑義を解消するための対応策として、事業構造改革の諸施策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、経営安定化を目的とした様々な資本増強に向けた各種施策を検討・推進し、想定を上回る急激な円安、原材料価格・エネルギーコストの高騰等の環境変化を踏まえた収益改善計画を含め検討を進め、当該状況の解消・改善に努めております。

財務面では、2024年1月25日付で、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）より再生支援決定の通知を受け、機構の再生支援手続の中で事業再生計画を進め、2024年3月28日付にて機構より買取決定等がなされました。そして、2024年5月23日付にて、取引金融機関より約15億円の債務免除と約5億円の債務の株式化が実行され、また、同日に実行された第三者割当増資による約5億円の資金調達と合わせ、債務超過が解消され、財務基盤が確立されたものと考えております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

##### a. 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、各種行動制限の緩和と外出需要の高まりによって、社会経済活動の正常化が進んだものの、2022年2月以来の不安定な国際情勢の長期化や原材料価格・エネルギーコストの高騰、円安基調の継続による物価上昇等の影響により、先行きは不透明な状態が継続しています。

当アパレル・ファッション業界におきましては、各種イベントの再開や旅行者数の増加等、外出需要の高まりにより、購入動機が回復しつつある一方、国内外の物価上昇が長期化していることに加え、9月の記録的残暑以降、全国的に平均気温が高かったことから、秋冬物商品の需要が高まらず、経営環境は引き続き厳しい状況で推移しました。

このような中、当社は、2024年2月期を商売の再建による黒字化達成と上場維持に向けた1年と位置づけ、2020年2月期より推進しております事業構造改革の総仕上げにより、強固な黒字体質への変革の実現に向けて取り組んでまいりました。

営業面では、店舗における販売体制のレベルアップに向けて、オーダースーツの販売上級者による一連の接客動作を中心とした動画を製作し、個人別実績に応じたプログラムを設定してスタッフ教育に取り組んだ結果、当第4四半期では販売点数が前年を上回る等の成果が出ました。

販促面では、YouTubeとインスタグラムで春のスーツのハレ着特集、フレッシュアズフェア等の動画広告を実施しました。

Eコマースでは、お客様に実店舗とEコマースをシームレスにご利用いただける”OMO環境“（Online Merges with Offline）において、春の新規商品を早期に投入したことにより、スーツ、カジュアルパンツが好調に推移しました。

商品面では、新常态で加速したオフィスカジュアル化等、消費者ニーズの変化に対応した品揃えの充実を図りました。日常生活やビジネスシーンを快適にする高機能商品「Happy Function」はカジュアル関連商品の売上の半分を占めるカテゴリーに成長しました。

ビジネス関連商品は、ドレスシャツが堅調に推移した一方で、スーツやコートが低調に推移し、既存店売上高は前年を下回りました。

カジュアル関連商品は、気温の高い日が続き、ブルゾン等の冬物アウターが苦戦する一方で、カジュアルパンツが売上を大きく牽引したことに加えて、インナー商品が好調に推移したことで、既存店売上高は前年を上回りました。

仕入面では、シーズン別の仕入・納品管理と在庫管理を徹底した結果、2月末の在庫水準は前期比で9.6%減となりました。

しかしながら気温の高い日が続き、防寒商品が低調に推移した結果、当事業年度の既存店売上高前期比は3.5%減となりました。

店舗面では、事業構造改革の一環として低採算店舗等の退店を更に進め、タカキューを1店舗出店した一方で6店舗退店、メール・アンド・コー2店舗、セマンティック・デザイン1店舗、エム・エフ・エディトリアル2店舗を退店した結果、当事業年度末では前期末比10店舗減の120店舗（タカキュー86店舗、メール・アンド・コー17店舗、エム・エフ・エディトリアル14店舗、グランバック3店舗）となりました。

以上により、当事業年度の売上高は100億2千6百万円（前年同期比16.3%減）となりました。利益面では、希望退職の実施やコストコントロールの徹底、店舗数の減少等によるコスト減の一方で、資本政策費用の負担が増加した結果、販売費及び一般管理費が前年同期に対して22.1%減少し、営業損益は4千万円の損失（前年同期は営業損益7億8千5百万円）、経常利益は5千2百万円（同経常損失7億6百万円）、当期純損益は1億2百万円の損失（同当期純損失10億5千万円）となりました。

なお、当社は衣料品販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### b. 財政状態

財政状態の状況につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 経営成績等 1) 財政状態」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に対して3億5千8百万円減少し、11億3千万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億5千8百万円の支出(前年同期は1億4千9百万円の収入)となりました。これは未払金の減少3億3千1百万円、未払消費税等の減少2億1千7百万円、事業構造改革引当金の減少1億6千3百万円による資金減と、棚卸資産の減少1億1千万円、非資金費用である減価償却費及び減損損失2億2千万円等の資金増によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、6千6百万円の収入(前年同期比2千万円の収入増加)となりました。これは、無形固定資産の取得による支出5千万円、資産除去債務の履行による支出1億3百万円等ありましたが、敷金及び保証金の回収による収入が2億3千6百万円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億6千6百万円の支出(前年同期比1億2千6百万円の支出減少)となりました。これは長期の借入金返済が3千5百万円、利息の支払8千1百万円、リース債務の返済4千7百万円等があったことによるものです。

生産、受注及び販売の状況

a. 商品仕入実績

区別仕入実績

区別	第74期 (2022年3月1日～2023年2月28日)	第75期 (2023年3月1日～2024年2月29日)
	仕入高(千円)	仕入高(千円)
重衣料	1,661,536	1,799,627
中衣料	307,956	209,494
軽衣料	1,899,522	1,856,949
その他衣料等	113,868	132,121
合計	3,755,147	3,733,949

(注) その他衣料等はスカート、ワンピース等であり、店舗への商品配送の代行等に伴う仕入控除を含めております。

区別売上実績

区別	第74期 (2022年3月1日～2023年2月28日)	第75期 (2023年3月1日～2024年2月29日)
	売上高(千円)	売上高(千円)
重衣料	5,170,399	4,401,892
中衣料	684,591	446,270
軽衣料	5,650,194	4,805,846
その他衣料等	470,696	372,665
合計	11,975,883	10,026,675

(注) その他衣料等はスカート、ワンピースのほか、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

c . 県別売上実績

地域	第74期 ( 2022年 3月 1日 ~ 2023年 2月 28日 )			第75期 ( 2023年 3月 1日 ~ 2024年 2月 29日 )				
	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	店舗異動状況	
							新規出店 (店)	退店 (店)
北海道	829,965	6.9	10	627,501	6.3	9	-	1
北海道地区計	829,965	6.9	10	627,501	6.3	9	-	1
青森県	107,444	0.9	2	110,523	1.1	2	-	-
秋田県	97,265	0.8	1	61,039	0.6	1	-	-
岩手県	211,231	1.8	2	154,608	1.5	2	-	-
宮城県	358,516	3.0	5	347,770	3.5	6	1	-
山形県	120,492	1.0	1	74,062	0.7	1	-	-
福島県	132,045	1.1	3	129,436	1.3	2	-	1
東北地区計	1,026,995	8.6	14	877,440	8.8	14	1	1
茨城県	237,035	2.0	4	255,520	2.5	3	-	1
栃木県	231,958	1.9	4	227,678	2.3	4	-	-
群馬県	190,997	1.6	3	160,944	1.6	2	-	1
埼玉県	706,755	5.9	9	645,312	6.4	6	-	3
千葉県	526,161	4.4	8	419,719	4.2	8	-	-
東京都	971,391	8.1	9	941,406	9.4	9	-	-
神奈川県	481,922	4.0	5	418,763	4.2	5	-	-
関東地区計	3,346,218	27.9	42	3,069,346	30.6	37	-	5
新潟県	235,252	2.0	3	192,459	1.9	3	-	-
富山県	93,900	0.8	2	94,991	0.9	2	-	-
石川県	113,755	0.9	2	81,763	0.8	1	-	1
山梨県	134,236	1.1	2	126,155	1.3	2	-	-
長野県	51,024	0.4	1	49,662	0.5	1	-	-
岐阜県	338,938	2.8	3	218,577	2.2	3	-	-
静岡県	305,771	2.6	4	250,816	2.5	4	-	-
福井県	95,676	0.8	1	89,548	0.9	1	-	-
愛知県	678,928	5.7	8	542,321	5.4	8	-	-
三重県	191,697	1.6	3	185,856	1.9	3	-	-
中部地区計	2,239,177	18.7	29	1,832,153	18.3	28	-	1

地域	第74期 ( 2022年3月1日 ~2023年2月28日 )			第75期 ( 2023年3月1日 ~2024年2月29日 )			店舗異動状況	
	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	新規出店 (店)	退店 (店)
滋賀県	50,547	0.4	1	52,840	0.5	1	-	-
京都府	199,167	1.7	3	183,872	1.8	3	-	-
奈良県	137,802	1.2	2	121,781	1.2	2	-	-
大阪府	683,535	5.7	8	610,649	6.1	7	-	1
和歌山県	53,326	0.4	1	44,490	0.4	1	-	-
兵庫県	268,146	2.2	5	263,372	2.6	5	-	-
近畿地区計	1,392,523	11.6	20	1,277,006	12.7	19	-	1
岡山県	102,656	0.9	1	114,071	1.1	1	-	-
広島県	48,684	0.4	-	-	-	-	-	-
鳥取県	42,101	0.4	1	41,636	0.4	1	-	-
中国地区計	193,441	1.7	2	155,707	1.6	2	-	-
香川県	101,891	0.9	2	69,235	0.7	1	-	1
愛媛県	39,761	0.3	1	41,650	0.4	1	-	-
高知県	42,921	0.4	-	-	-	-	-	-
四国地区計	184,573	1.5	3	110,885	1.1	2	-	1
福岡県	521,297	4.4	7	403,163	4.0	6	-	1
佐賀県	80,785	0.7	1	87,572	0.9	1	-	-
熊本県	79,460	0.7	1	50,623	0.5	1	-	-
宮崎県	55,129	0.5	1	50,076	0.5	1	-	-
鹿児島県	46,762	0.4	-	-	-	-	-	-
九州地区計	783,432	6.5	130	591,436	5.9	9	-	1
店舗合計	9,996,325	83.5	12	8,541,478	85.2	120	1	11
その他	1,979,558	16.5	130	1,485,197	14.8	-	-	-
合計	11,975,883	100.0	130	10,026,675	100.0	120	1	11

(注) その他の主な内容は、Eコマースの売上高、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

d . 出店形態別地区別販売実績

地区別	年度	形態別		駅前ビル		路面店		合計	
		ショッピングセンター等		店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)
北海道地区	2023年2月期	9	753,755	-	-	1	76,210	10	829,965
	2024年2月期	8	551,476	-	-	1	76,025	9	627,501
東北地区	2023年2月期	13	956,546	-	-	1	70,448	14	1,026,995
	2024年2月期	13	812,878	-	-	1	64,561	14	877,440
関東地区	2023年2月期	39	2,802,344	1	89,461	2	454,413	42	3,346,218
	2024年2月期	34	2,502,147	1	102,024	2	465,174	37	3,069,346
中部地区	2023年2月期	29	2,239,177	-	-	-	-	29	2,239,177
	2024年2月期	28	1,832,153	-	-	-	-	28	1,832,153
近畿地区	2023年2月期	18	1,235,718	2	156,805	-	-	20	1,392,523
	2024年2月期	17	1,104,770	2	172,236	-	-	19	1,277,006
中国地区	2023年2月期	2	193,441	-	-	-	-	2	193,441
	2024年2月期	2	155,707	-	-	-	-	2	155,707
四国地区	2023年2月期	3	184,573	-	-	-	-	3	184,573
	2024年2月期	2	110,885	-	-	-	-	2	110,885
九州地区	2023年2月期	10	783,432	-	-	-	-	10	783,432
	2024年2月期	9	591,436	-	-	-	-	9	591,436
合計	2023年2月期	123	9,148,988	3	246,267	4	601,071	130	9,996,325
	2024年2月期	113	7,661,456	3	274,260	4	605,761	120	8,541,478

(注) 1 . 上記売上高は損益計算書記載の売上高からクレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等を除外した店舗売上高であります。

2 . 店舗数は期末現在のものであります。

3 . 出店形態

ショッピングセンター( S C )等.....ショッピングセンターあるいはファッションビル等にテナントとして出店しているものであります。

駅前ビル.....八重洲地下街(株)等の経営するステーションビルにテナントとして出店しているものであります。

路面店.....商店街等に独立店舗として出店しているものであります。

e. 単位当たりの売上実績

項目		第74期 ( 2022年3月1日 ~ 2023年2月28日 )	第75期 ( 2023年3月1日 ~ 2024年2月29日 )
売上高(千円)		11,975,883	10,026,675
1㎡当たり売上高	売場面積(月平均)(㎡)	34,646.2	29,225.6
	1㎡当たり期間売上高(千円)	345	343
1人当たり売上高	従業員数(月平均)(人)	675	490
	1人当たり期間売上高(千円)	17,742	20,462

(注) 売場面積は、期中平均により算出しており「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に基づく面積であります。又、売場面積及び売上高には、当社が他社に転貸しているものは含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産の部)

資産の部は、前事業年度末に対して7億9千5百万円減少し、56億1千万円となりました。主な要因は、流動資産で貯蔵品が2千6百万円、投資その他の資産で関係会社株式が1億8千4百万円それぞれ増加し、流動資産で現金及び預金が3億5千8百万円、売掛金が9千7百万円、商品が1億3千7百万円、前払費用が8百万円、固定資産で有形固定資産が9千4百万円、無形固定資産が5千9百万円、投資その他の資産で敷金が2億3千1百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

負債の部は、前事業年度末に対して8億1千4百万円減少し、75億2千6百万円となりました。主な要因は、流動負債で一年内返済予定の長期借入金が4千8百万円、変動報酬引当金が4千5百万円、固定負債で繰延税金負債が5千7百万円、関係会社事業損失引当金が3千9百万円それぞれ増加し、流動負債でリース債務が7百万円、未払金が3億4千7百万円、未払消費税等が2億1千7百万円、未払法人税等が1千6百万円、事業構造改革引当金が1億6千3百万円、資産除去債務が8千2百万円、固定負債で長期借入金が8千3百万円、リース債務が4千万円、資産除去債務が3千6百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

純資産の部は、前事業年度末に対して1千8百万円増加し、19億1千5百万円となりました。主な要因は、評価・換算差額でその他有価証券評価差額金が1億2千万円増加し、株主資本で利益剰余金が1億2百万円減少したこと等によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、前期に比べ、19億4千9百万円減少し、100億2千6百万円となりました。

(売上総利益)

売上総利益は、前期に比べ、10億1千6百万円減少し、61億5千6百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前期に比べ、17億6千1百万円減少し、61億9千6百万円となりました。

(営業損失)

営業損失は、4千万円となりました。(前期は7億8千5百万円の損失)

(経常利益)

経常利益は、5千2百万円となりました。(前期は7億6百万円の損失)

(当期純損失)

当期純損失は、1億2百万円となりました。(前期は10億5千万円の損失)

3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。

設備投資需要のうち主なものは、店舗の新規出店、改装およびシステム関連投資等であります。

これらの資金需要につきましては、自己資金で賄うことを基本としておりますが、必要に応じて銀行借入により資金調達を行うこととしております。

なお、当事業年度末現在における借入金及びリース債務等を含む有利子負債残高は、40億3千1百万円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、11億3千万円となっております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### 経営上の重要な契約

#### (事業提携契約)

当社は、2024年1月25日の取締役会の決議において、グロースパートナーズ株式会社（以下「GP」といいます。）との間で、下記のとおり事業提携契約を締結いたしました。概要については次のとおりであります。

#### 1. 事業提携の理由

当社は、2024年1月25日の株式会社地域経済活性化支援機構による当社への再生支援決定を受け、第三者割当増資を伴う再生計画の確実な実現に向け、GPのもつ業績向上に向けた各種プロジェクトの企画・運営に関するノウハウ（成長戦略の策定、ウェブ・マーケティング、オペレーションの改善、DX支援等）の提供を受け、業績向上のための諸施策の検討と着実な実行をGPと共同で積極的に進めることを目的といたします。

#### 2. 事業提携の内容

GPからは、以下の各事項を含む支援を受ける予定です。

- (1) 成長戦略策定
- (2) ウェブ・マーケティング
- (3) 価格戦略（プライシング）
- (4) オペレーション改善
- (5) DX支援
- (6) その他当社及びGPが別途合意する業務

#### (業務及び資本提携契約)

当社は、2024年1月25日の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）との業務資本提携契約を解消することを決議し、イオンと同契約の解消につき合意いたしました。概要については次のとおりであります。

#### 1. 提携解消の理由

当社とイオンは、日本の小売業が専門の時代へシフトする認識のもと、双方の拡大発展を目的として、1992年8月27日に業務資本提携契約を締結し、当社出店候補物件の情報や役員の受入による経営全般の改善、専門店情報の共有など、相互の企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延等の影響により、当社は2022年2月期以降債務超過の状態となり、上場廃止に係る猶予期間入りしており、猶予期間の期限が2024年2月末に迫っております。このような中当社は、債務超過解消策を各種検討した結果、2024年1月25日の地域経済活性化支援機構による再生支援決定が、当社の企業価値向上に資すると判断、両社は協議の上、業務資本提携を継続するよりも発展的に解消し、当社は第三者割当増資を含む事業再生計画の確実な遂行を行うことで合意に至りました。

#### 2. 提携解消の内容

2024年1月25日付をもって、業務資本提携契約を解消いたします。なお、当社は2024年2月末時点でイオンの株式を177,900株保有しておりますが、その取り扱いについては現在のところ未定です。イオンは、当社株式を8,098,000株（2024年2月末時点、自己株式を含む発行済株式総数に対する保有株式数の割合33.09%）保有しております。また、イオングループ各社との間で現在行っている賃貸借契約・出向等、業務上の連携は、今後も継続していく予定です。

(債権者間協定)

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行及びグロースパートナーズ株式会社（以下「GP」といいます。）と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）に対して、事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援の申込みを行い、同日、機構より再生支援決定の通知を受け、機構の再生支援手続きの中で、当社の企業価値の最大化を図って参りました。そのような中で、2024年3月28日までに、当社に対して金融債権を有する取引金融機関等の全てから、約15億円の債権放棄及び約5億円の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））等の金融支援を含む本事業再生計画に同意する旨の回答がなされ、2024年3月28日付で、株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に定める買取決定等を頂きました。なお、機構の再生支援手続きの中での取引金融機関等による金融支援の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、2024年3月25日付当社臨時株主総会において承認済みのA種種類株式及びB種種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更の効力が発生していることを条件とされておりました。

2024年5月23日付けで、第三者割当によるA種種類株式及び新株予約権発行に係る払込みが完了するとともに、同日付で債権者間協定を締結し、全ての取引金融機関等による債権放棄及び債務の株式化等の金融支援が実行されました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

(シンジケーション形式のコミットメントライン契約)

当社が金融機関と締結しているシンジケーション形式によるコミットメントライン契約（当事業年度末における借入残高11億5千万円）には、2022年2月期決算以降各年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持する旨の財務制限条項が付されております。

当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社地域経済活性化支援機構より金融機関に対して回収等停止要請を行い応諾を得ております。

なお、本契約につきましては、2024年3月28日付にて、各参加金融機関によるリファイナンス（借換）により全額弁済のうえ解消しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の（追加情報）をご参照ください。

当該契約の概要は次のとおりです。

(1)組成金額	11億5千万円
(2)契約締結日	2021年6月4日
(3)コミットメント期限	2024年3月28日
(4)アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行
(5)参加金融機関	株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行
(6)適用利率	全銀協TIBOR+2.70%
(7)担保・保証	無担保・無保証
(8)財務制限条項等	2022年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。なお、当事業年度末における判定は、免除いただくことについて金融機関から承諾を得ております。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

設備については、3店舗の改装を行いました。IT投資等含めて当期設備投資額は64,972千円であります。  
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2【主要な設備の状況】

## 事業所別設備状況

2024年2月29日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

地域	土地		建物			機械及び装置 (千円)	器具及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)	
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)						簿価 (千円)
イ) 本社及び その他											
本社 (東京都 板橋区)	-	-	-	(834.9)	(834.9)	4,804	-	2,859	311	7,974	61
物流センター (愛知県名古屋 市港区)	-	-	-	(5,777.8)	(5,777.8)	362	2,800	193	-	3,355	1
本社及び その他計	-	-	-	(6,612.7)	(6,612.7)	5,166	2,800	3,052	311	11,330	62
ロ) 店舗											
北海道	-	-	(2,095.5)	-	(2,095.5)	9,911	-	318	233	10,462	18
北海道地区計	-	-	(2,095.5)	-	(2,095.5)	9,911	-	318	233	10,462	18
青森県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	0	-	0	51	51	4
岩手県	-	-	(399.3)	-	(399.3)	2,150	-	187	51	2,390	5
宮城県	-	-	(1,755.6)	-	(1,755.6)	4,509	-	33	181	4,724	11
秋田県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	910	-	0	25	936	1
山形県	-	-	(184.8)	-	(184.8)	1,240	-	282	25	1,549	2
福島県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	6,413	-	718	51	7,184	2
東北地区計	-	-	(3,313.2)	-	(3,313.2)	15,225	-	1,222	389	16,837	25
茨城県	-	-	(686.4)	-	(686.4)	3,174	-	102	77	3,355	6
栃木県	-	-	(900.9)	-	(900.9)	2,185	-	63	103	2,353	5
群馬県	-	-	(452.1)	-	(452.1)	0	-	0	51	51	4
埼玉県	-	-	(1,428.9)	-	(1,428.9)	876	666	309	155	2,007	17
千葉県	-	-	(1,904.1)	-	(1,904.1)	8,043	-	865	207	9,116	13
東京都	-	-	(1,920.6)	-	(1,920.6)	8,040	-	1,526	285	9,851	25
神奈川県	-	-	(1,062.6)	-	(1,062.6)	7,327	-	965	129	8,421	12
関東地区計	-	-	(8,355.6)	-	(8,355.6)	29,647	666	3,832	1,011	35,158	82
新潟県	-	-	(620.4)	-	(620.4)	2,162	-	0	77	2,240	5
富山県	-	-	(514.8)	-	(514.8)	0	-	0	25	25	3
石川県	-	-	(303.6)	-	(303.6)	1,567	-	0	25	1,593	2
福井県	-	-	(316.8)	-	(316.8)	1,643	-	380	25	2,049	2
山梨県	-	-	(630.3)	-	(630.3)	0	-	0	51	51	3
長野県	-	-	(250.8)	-	(250.8)	0	-	0	-	0	1
岐阜県	-	-	(633.6)	-	(633.6)	1,440	-	161	77	1,679	5
静岡県	-	-	(910.8)	-	(910.8)	3,085	-	147	103	3,336	6
愛知県	-	-	(1,696.2)	-	(1,696.2)	8,354	-	2,103	207	10,665	17
三重県	-	-	(653.4)	-	(653.4)	1,089	-	124	77	1,292	5
中部地区計	-	-	(6,530.7)	-	(6,530.7)	19,343	-	2,917	674	22,934	49

区分 地域	土地		建物				機械及び 装置 (千円)	器具及び 備品 (千円)	リース 資産 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)	簿価 (千円)					
滋賀県	-	-	(128.7)	-	(128.7)	-	-	0	25	25	1
京都府	-	-	(584.1)	-	(584.1)	877	-	31	77	987	5
奈良県	-	-	(396.0)	-	(396.0)	6,159	-	3,043	51	9,255	4
大阪府	-	-	(2,544.3)	-	(2,544.3)	11,020	-	1,882	181	13,084	14
和歌山県	-	-	(227.7)	-	(227.7)	0	-	0	25	25	2
兵庫県	-	-	(1,290.3)	-	(1,290.3)	3,543	-	468	129	4,141	10
近畿地区計	-	-	(5,171.1)	-	(5,171.1)	21,601	-	5,426	492	27,520	36
岡山県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	370	-	52	25	448	3
鳥取県	-	-	(181.5)	-	(181.5)	0	-	0	25	25	2
中国地区計	-	-	(376.2)	-	(376.2)	370	-	52	51	474	5
香川県	-	-	(174.9)	-	(174.9)	0	-	0	25	25	1
愛媛県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	0	-	0	25	25	1
四国地区計	-	-	(369.6)	-	(369.6)	0	-	0	51	51	2
福岡県	-	-	(1,254.0)	-	(1,254.0)	9,009	-	1,131	155	10,296	13
佐賀県	-	-	(168.3)	-	(168.3)	1,887	-	210	25	2,123	3
熊本県	-	-	(171.6)	-	(171.6)	4,521	-	2,248	25	6,795	2
宮崎県	-	-	(125.4)	-	(125.4)	0	-	0	25	25	1
九州地区計	-	-	(1,719.3)	-	(1,719.3)	15,417	-	3,590	233	19,242	19
店舗計	-	-	(27,931.2)	-	(27,931.2)	111,517	666	17,359	3,138	132,680	236
営業用設備計	-	-	(27,931.2)	(6,612.7)	(34,543.9)	116,683	3,466	20,411	3,449	144,011	298
遊休不動産	7,174.0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-
賃貸不動産	-	-	-	(5,296.5)	(5,296.5)	0	-	0	-	0	-
その他設備合計	7,174.0	0	-	(5,296.5)	(5,296.5)	0	-	0	-	0	-
総合計	7,174.0	0	(27,931.2)	(11,909.2)	(39,840.4)	116,683	3,466	20,411	3,449	144,011	298

- (注) 1. 面積欄の( )は賃借物件であります。  
2. 転貸店舗の主な転貸先は㈱ゲオホールディングスであります。  
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
4. 従業員数の中には、パートタイマーは含んでおりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

2024年2月29日現在において計画中の主なものは次のとおりであります。

#### (1) 設備の新設及び改装

事業所名	所在地	増加売 場面積 (㎡)	必要性	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の所 要資金 (千円)	契約・着工 予定年月	開店・改装 予定年月
第76期IT投資等予定	-	-	-	30,000	-	30,000	-	-
第76期閉店・改装予定店舗	-	-	-	150,000	-	150,000	-	-
合計	-	-	-	180,000	-	180,000	-	-

- (注) 1. 予算金額、今後の所要資金には差入保証金、敷金を含んでおります。  
2. 今後の所要資金180,000千円は、自己資金により賄う予定であります。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の除却

経常的な退店による設備の除却を除き、重要な設備の除却の予定はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,800,000
計	97,800,000

(注) 2024年3月25日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、同日より、発行可能株式総数にはA種種類株式16,500,000株及びB種種類株式500,000株の発行が可能となっております。なお、合計では114,800,000株となりますが、発行可能株式総数は97,800,000株とする旨定款に規定しております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年2月29日)	提出日現在発行数(株) (2024年5月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,470,822	24,470,822	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株(注)2
A種種類株式	-	16,222,700	非上場	単元株式数 100株(注)3
B種種類株式	-	499,997	非上場	単元株式数 1株(注)4.5
計	24,470,822	41,193,519	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。
- A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

## 1. 剰余金の配当

## (1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、30.82円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

## (3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 2. 残余財産の分配

##### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

##### (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

#### 3. 議決権

(1) A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(2) 上記(1)にかかわらず、A種種類株主は、払込期日の6年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

#### 4. 金銭対価とする取得請求権

##### (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主はA種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

##### (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

## 5. 普通株式を対価とする取得請求権

## (1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、払込期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

## (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

## (3) 当初取得価額は、当初15.3円とする。

## (4) 取得価額の調整

## (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}$$

(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。

- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (6) 普通株式の交付方法当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### 6. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値を金銭対価償還日における上記5.(3)及び5.(4)で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。)、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

#### 7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

#### 8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### 4. B種種類株式の内容は、以下のとおりです。

##### 1. 剰余金の配当

##### (1) B種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- (2) B種優先配当金の金額  
B種優先配当金の額は、1,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
- (3) 非参加条項  
当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) 累積条項  
ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
2. 残余財産の分配
- (1) 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- (2) 非参加条項  
B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 日割未払優先配当金額  
B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。))。
3. 議決権
- (1) B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
4. 金銭対価とする取得請求権
- (1) 金銭対価取得請求権  
B種種類株主はB種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額  
B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生  
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点で発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初64円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。  
行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5.に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(6) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、

(ii) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

5. B種種類株式499,997株は、現物出資（債務の株式化 499,997千円）によって発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年7月1日 (注)1	-	24,470,822	1,900,000	100,000	-	-

- (注)1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替たものであります。  
2. 2024年3月25日開催の臨時株主総会にてA種種類株式及びB種種類株式の発行が決議され、2024年5月23日に第三者割当の方法により発行しております。当該種類株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ499,990千円増加しております。

第三者割当

株式の種類 A種種類株式  
発行価格 30.82円  
資本組入額 15.41円  
割当先 GP上場企業出資投資事業有限責任組合 7,902,700株  
GPパイアウトP投資事業有限責任組合 8,320,000株

第三者割当

株式の種類 B種種類株式  
発行価格 1,000円  
資本組入額 500円  
割当先 株式会社みずほ銀行 138,184株  
株式会社商工組合中央金庫 154,538株  
三井住友信託銀行株式会社 103,638株  
オリックス株式会社 55,273株  
城ヶ島合同会社 48,364株

なお、B種種類株式の増加は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資に伴うものであります。

3. 2024年1月25日開催の取締役会決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき、2024年5月23日を効力発生日として、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本金を499,990千円、資本準備金を499,990千円減少させ、その金額をその他資本剰余金に振替しております。

(5)【所有者別状況】

2024年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	18	99	24	18	7,505	7,671	-
所有株式数(単元)	-	4,177	2,159	112,800	3,140	438	121,681	244,395	31,322
所有株式数の割合(%)	-	1.71	0.88	46.16	1.28	0.18	49.79	100.00	-

(注) 自己株式105,695株は「個人その他」に1,056単元及び「単元未満株式の状況」に95株含めて記載しております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2024年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	80,980	33.23
株式会社エムツウ	東京都港区西麻布4丁目17-4	25,000	10.26
タカキュー取引先持株会	東京都板橋区板橋3丁目9-7	6,704	2.75
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	3,932	1.61
一般財団法人高久国際奨学財団	東京都港区西麻布4丁目17-4	2,500	1.02
藤吉 修崇	山梨県甲府市	1,900	0.77
高久 眞佐子	東京都港区	1,655	0.67
磯山 耕一	三重県津市	1,644	0.67
岡田 卓也	東京都大田区	1,493	0.61
株式会社オリエントコーポレー ション	東京都千代田区麹町5丁目2-1	1,200	0.49
計	-	127,008	52.12

( 7 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,333,900	243,339	-
単元未満株式	普通株式 31,322	-	-
発行済株式総数	24,470,822	-	-
総株主の議決権	-	243,339	-

【自己株式等】

2024年2月29日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タカキュー	東京都板橋区 板橋3丁目9番7号	105,600	-	105,600	0.43
計	-	105,600	-	105,600	0.43

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	81	9

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	105,695	-	105,776	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、経営基盤の強化や事業展開への備えなどに配慮しつつ、株主へは業績に応じ、おおむね30%の配当性向を基本に安定的な配当の実施を考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、業績を勘案し、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただくことといたしました。

内部留保資金につきましては、今後の店舗新設、改装等の店舗に対する設備投資資金及びシステム整備に係る費用に活用し、企業価値の増大を図ります。

なお、当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また当社は、「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は、企業価値の増大と、持続的な成長を目指すため、株主その他のステークホルダー（従業員、消費者、取引先、地域社会等）に対する責任を誠実に果たすことが必要であると考えております。また、その実現のためには、内部統制システム及びリスク管理体制の徹底を図ること、株主、投資家への正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、透明で質の高い経営の実現に取り組むことが重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会の業務執行に対する監督機能の強化や、意思決定の迅速化・効率化等を目的として、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。更に、取締役の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明化ならびに客観化に向けては、指名・報酬諮問委員会の設置など、一層のコーポレートガバナンス体制の強化に努めております。加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の強化を目的とした執行役員制度を導入しております。

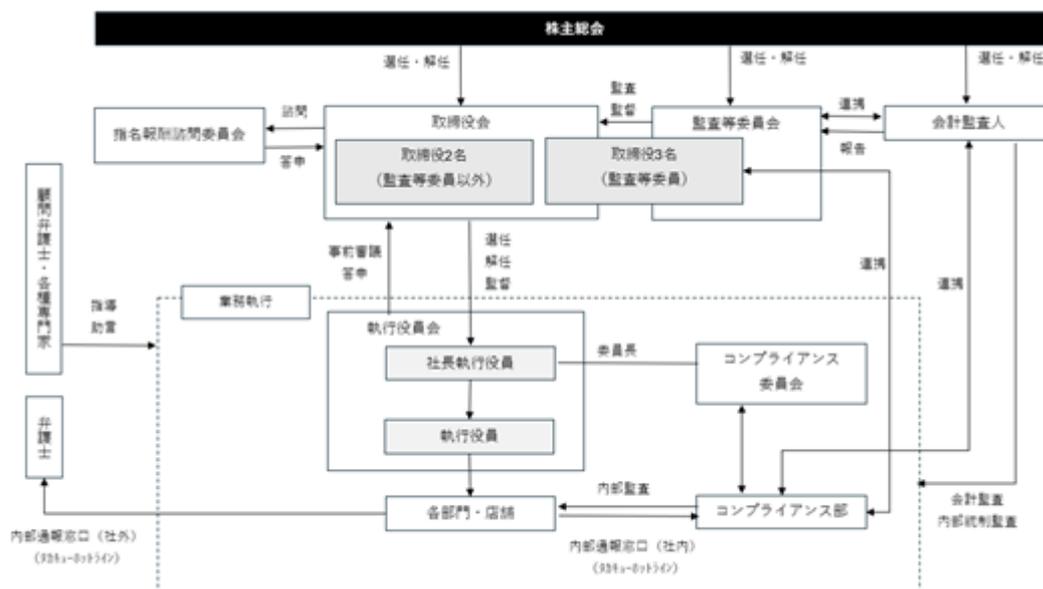
取締役会は社内取締役2名（大森尚昭、林宏夫）及び社外取締役3名（岸本雄介、古川徳厚、河手優美）で構成され、議長は代表取締役である大森尚昭であります。毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また重要執行方針を協議する会議体として、取締役に加えて執行役員等も出席する執行役員会を原則月1回開催しております。

監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名（岸本雄介、古川徳厚、河手優美）で構成され、委員長は独立社外取締役の岸本雄介であります。監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の職務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。また、監査等委員会の職務を補助するため、コンプライアンス部に事務局を設置しております。

指名・報酬諮問委員会は社外取締役2名と代表取締役で構成されております。取締役の選任・解任方針、取締役の報酬その他取締役会から諮問を受けた事項について、審議を行い取締役会へ答申することにより、その評価・決定プロセスの透明化並びに客観化によって、統治機能の更なる強化を図っております。

コンプライアンス委員会はコンプライアンス部を事務局として代表取締役、当社の顧問弁護士等で構成され、委員長は代表取締役である大森尚昭であります。独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役に報告することとしております。また意識向上のため、コンプライアンスハンドブックを作成し、全従業員に配付しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会及び監査等委員会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は社内取締役2名及び社外取締役3名で構成され、社外取締役により会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となっています。また独立役員を選任により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。なお、取締役の指名・報酬に関する評価・決定プロセスについて、一層の透明化と客観化が重要であると判断し、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制のシステム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等において、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録保存する。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役、執行役員を定める。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、執行役員制度を導入する。

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。

取締役会は、取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。

- ・当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の事業に関して、責任を負う取締役、執行役員を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。

子会社の内部監査は、当社コンプライアンス部及び関連部署が計画的に実施する。

子会社は、当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、経営・財務の状況を定期的に当社に報告するとともに、経営上重要な事項については、当社への事前協議を行う。

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の運営や監査業務などの監査等委員会の職務の補助を行うため、コンプライアンス部内に監査等委員会事務局を置く。

監査等委員会は、監査等委員会事務局所属の使用人(以下、「補助使用人」という。)に必要な事項を命令

することができるものとし、補助使用人は、かかる命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の指揮命令は受けないものとする。

尚、補助使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の同意の下に行う。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員その他の使用人は、監査等委員会に対して法定

の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する。

監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の使用に對して報告を求めることができる。

尚、報告者が監査等委員会に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。

・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、毎年策定する監査計画に従い、監査等委員会監査等基準に基づき監査を行う。

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換会を設けるものとする。

監査等委員会は、監査の効率及び実効性を確保するため、コンプライアンス部及び会計監査人から定期的報告を受けるとともに情報・意見交換を行い、緊密な連携を図る。また、専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

尚、監査等委員及び補助者使用人の職務の執行について生ずる費用又は債務は、会社が負担するものとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、顧問弁護士ならびに各種専門家から、法務、税務等に関する指導、助言をいただける体制を整えております。また、内部通報制度（タカキューホットライン）により法令違反等の早期発見と風通しのよい社内風土づくりを行っております。さらに同制度の充実を図るため、通報・相談窓口として経営陣から独立した社外窓口も設置しております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の役員を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、8名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

f. 取締役選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

g. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

j. 種類株式の発行

当社は、種類株式の発行会社であり、普通株式のほか、A種種類株式及びB種種類株式を発行しております。A種種類株式とB種種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（1）株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

取締役会の活動状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本項については移行前の「取締役会の活動状況」について記載しております。

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大森 尚昭	16	16
林 宏夫	16	16
小泉 勝裕	16	16
矢巻 眞	16	16
岡村 文彦	16	16
西田 宜正	16	16
小椋 徳久	16	16
大井 順三	16	16
岸本 雄介	13	13
村上 竹司	3	3
寺西 昭	3	2
川原 仁志	3	3

(注)村上 竹司氏、寺西 昭氏、川原 仁志氏は、2023年5月26日開催の第74回定時株主総会において退任しております。

取締役会における具体的な検討内容として、重要事項についての意思決定、経営方針及び業務執行方針の決定を行い、自由闊達な意見交換による実効的な運営に努めております。取締役会には監査役3名(社外監査役2名を含む)も出席した上で、原則として毎月1回開催しております。2024年2月29日時点における取締役会の構成員は、大森 尚昭(議長・代表取締役社長)、林 宏夫、小泉 勝裕、矢巻 眞、岡村 文彦、西田 宜正(社外取締役)、小椋 徳久(常勤監査役)、大井 順三(社外監査役)、岸本 雄介(社外監査役)の計9名であります。

#### コンプライアンス委員会の活動状況

当事業年度において、コンプライアンス委員会は独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、重要執行方針を協議する会議体として、取締役に加えて各部門長も出席する情報連絡会にて、問題を審議しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 4名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員 営業本部長	大森 尚昭	1961年9月27日生	1980年12月 当社入社 2000年2月 営商本部ビジネス事業部長 2000年5月 取締役 2004年2月 取締役営商本部長兼営商企画部長兼店舗開発部長 2006年2月 取締役営商本部長 2006年5月 常務取締役 2009年2月 取締役営商本部第一統括部長 2013年4月 取締役第一事業部長兼第一商品部長 2014年2月 取締役第一事業部 2014年5月 常務取締役 2015年2月 常務取締役営業本部長 2016年5月 代表取締役社長 2021年2月 商品本部長 2022年5月 営業本部長(現任) 2023年6月 テイエムエムサービス株式会社代表取締役社長(現任) 2024年5月 代表取締役 社長執行役員(現任)	(注) 3	565
取締役 常務執行役員 管理本部長	林 宏夫	1960年3月23日生	1982年4月 当社入社 1994年5月 業務企画部長 1998年3月 システム部長 2000年5月 経営企画部長 2004年2月 管理本部人事部長 2006年2月 営商本部商品管理部長 2009年2月 管理本部人事総務部長 2010年5月 取締役 2013年2月 取締役第二事業部長 2015年2月 取締役店舗開発部長 2016年8月 常務取締役営業本部長 2018年5月 常務取締役管理本部長 2024年5月 取締役 常務執行役員 管理本部長(現任)	(注) 3	327

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	岸本 雄介	1983年1月18日生	2009年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2009年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2016年10月 アメリカ ロサンゼルスZuber Lawler & Del Duca法律事務所 2017年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2020年1月 アメリカ ニューヨーク州弁護士登録 2023年2月 多摩川精機株式会社監査役(非常勤、現任) 2023年5月 当社監査役 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組 合(現株式会社アドバンテッジパートナ ーズ)入社 2014年12月 株式会社ビクセラ社外取締役 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会 社出向 取締役 2019年6月 株式会社Eストアー社外取締役 2019年10月 株式会社ひらまつ社外取締役 2020年3月 アークランドサービスホールディングス株式 会社社外取締役 2020年3月 日本パワーファスニング株式会社社外取締 役 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会 社取締役/パートナー 2022年9月 グロースパートナーズ株式会社代表取締 役(現任) 2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締 役(現任) 2023年2月 株式会社G R C S社外取締役 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	河手 優美	1996年7月10日生	2019年4月 野村證券株式会社入社 2024年2月 グロースパートナーズ株式会社アソシエ イト(現任) 2024年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					893

- (注) 1. 2024年5月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役岸本 雄介、古川 徳厚、河手 優美は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 2024年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2024年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 当社では、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、2024年5月30日より執行役員制度を導入しております。  
執行役員は5名で構成され、うち2名は取締役に兼務しており、取締役に兼務しない執行役員は次の3名で構成されております。  
執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕  
執行役員 経営企画部長 矢巻 眞  
執行役員 店舗開発部長 岡村 文彦
6. 取締役河手 優美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中 優美であります。

7. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴
補欠取締役 (監査等委員)	西村 俊輝	1984年8月9日生	2011年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2011年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2018年9月 スペインHernandez Echevarria Abogados法律事務所 2019年3月 パナマMorgan & Morgan法律事務所 2019年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2021年12月 コモンズ総合法律事務所退所 2022年2月 株式会社10Xファイナンス&コーポレート本部 コーポレートオペレーションズ部 リーガル 担当(現任)

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名で選任しており、いずれも監査等委員である取締役であります。

当社においては社外取締役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

岸本雄介氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、2023年5月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

古川徳厚氏は、上場企業への豊富な投資実績とハンズオンによる経営支援の実績を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

河手優美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融・資本市場業務の経験を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりであります。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会による監査の状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されています。取締役会に出席し、議事運営、決裁内容を監査し、必要により意見表明を行って参ります。

また、監査等委員である取締役とコンプライアンス部はそれぞれの監査方針・計画の決定、監査結果の評価において、会計監査人による監査結果と併せて相互に情報交換を行い、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期して参ります。

## 監査役監査の状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本項については移行前の「監査役監査の状況」について記載しております。

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

なお、常勤監査役の小椋徳久は2013年5月に当社取締役就任し、営業や人事、店舗開発をはじめとする幅広い業務に関する豊富な知識、経験を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を21回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	小椋 徳久	21回	21回
社外監査役	大井 順三	21回	21回
社外監査役	岸本 雄介	17回	16回
社外監査役	寺西 昭	4回	3回
社外監査役	川原 仁志	4回	4回

(注) 寺西 昭氏、川原 仁志氏は、2023年5月26日開催の第74回定時株主総会において退任しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬決定の同意などがあります。

また、常勤監査役の活動として、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、店舗及び子会社への業務状況視察等により社内の情報収集を図るとともに、これらを監査役会でも共有し、監査の実効性を確保しております。

## 内部監査の状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本項については移行前の「内部監査の状況」について記載しております。

内部監査については、コンプライアンス部を設置しており、常勤監査役が連携を取りながら業務が法令、定款及び各種社内規程に従って適切かつ有効に運用されているかを調査し、取締役会に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に努めております。

また、監査役は常勤監査役が本社各部、店舗及び子会社における業務状況を視察及び担当取締役からの報告等により把握するとともに会計監査人と連携、顧問弁護士等各種専門家の助言のもと、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

さらに、内部監査の実効性を確保するため、内部監査の結果については、代表取締役社長のみならず、監査役会に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。

## 会計監査の状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本項については移行前の「会計監査の状況」について記載しております。

### a. 監査法人の名称

赤坂有限責任監査法人

### b. 継続監査期間

2023年2月期以降

### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 荒川 和也

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 秀偉

### d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他8名、計10名であります。

### e. 監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション、並びに不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、選定をしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、検討・協議し総合的に評価した結果、赤坂有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

### g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第73期 有限責任監査法人トーマツ

第74期 赤坂有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

#### (1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

赤坂有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当該異動の年月日

2022年5月27日（第73回定時株主総会）

#### (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

1985年5月23日

#### (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

#### (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2022年5月27日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。同会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を十分に備えているものと考えておりますが、監査環境の変化等により監査工数の増加に伴い監査報酬が増加傾向にあることを踏まえ、当社の事業状況に適した監査費用と監査対応の相当性等について他の監査人と比較検討した結果、赤坂有限責任監査法人を新たに会計監査人の候補者として選任することといたしました。

- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見  
 退任する監査公認会計士等の意見  
 特段の意見はない旨の回答を得ております。  
 監査役会の意見  
 妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
30,000	-	30,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針としましては、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査役又は監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年5月30日開催の第75期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度に関わる報酬等については、監査役会設置会社として役員に支給した報酬等について記載しております。

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。

個々の取締役の報酬額については、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。現時点では金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて決定方針を定めるものといたします。

また、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会の授権により代表取締役社長大森尚昭が決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査役の報酬等は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

なお、2024年5月30日開催の第75期定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年5月30日開催の取締役会において改訂の決議を行っております。改定後の方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。

個々の取締役の報酬額については、2024年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。現時点では金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて決定方針を定めるものといたします。

また、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会の授権により代表取締役社長大森尚昭が決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員については、監査等委員の全員の同意がある場合には、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役の報酬は2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等は2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の 総額(千円)			対象となる 役員の人員 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	29,826	29,826	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	8,736	8,736	-	-	1
社外役員	11,760	11,760	-	-	4

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、その価値の変動や配当により利益を受けるために保有する株式を純投資目的の投資株式、それ以外の理由により保有する株式を政策投資目的の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有目的及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引関係、事業における協力関係などを考慮し、中長期的な観点から当社の経営に資するかを確認したうえで、そのリスクも含めた資本コストとの比較検証により、毎年、取締役会が保有・縮減の判断をいたします。なお、政策保有株式に係る議決権は、議案の内容を個別に検討し、当社及び投資先企業双方の企業価値の向上に資するか否かを判断して行使します。

- b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第75期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、監査法人および各種団体が主催するセミナーへの参加、専門誌等から情報収集を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,488,964	1,130,438
売掛金	696,387	598,632
商品	1,428,949	1,291,650
貯蔵品	114,271	140,901
前渡金	18,737	14,923
前払費用	99,483	90,561
その他	2 68,847	2 55,555
流動資産合計	3,915,640	3,322,662
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,318,422	1,163,008
減価償却累計額	1,132,231	1,046,325
建物(純額)	186,191	116,683
機械及び装置	7,609	7,609
減価償却累計額	3,492	4,142
機械及び装置(純額)	4,116	3,466
器具及び備品	1,131,479	1,056,749
減価償却累計額	1,097,162	1,036,338
器具及び備品(純額)	34,316	20,411
土地	0	0
リース資産	64,416	64,416
減価償却累計額	57,517	60,966
リース資産(純額)	6,898	3,449
建設仮勘定	6,668	-
有形固定資産合計	238,192	144,011
無形固定資産		
商標権	679	529
電話加入権	9,155	9,155
ソフトウェア	265,267	212,842
ソフトウェア仮勘定	5,500	31,405
リース資産	59,656	27,116
無形固定資産合計	340,259	281,049
投資その他の資産		
関係会社株式	1 451,866	1 635,992
出資金	155	155
長期前払費用	6,873	4,306
賃貸不動産	686,692	686,692
減価償却累計額	686,692	686,692
賃貸不動産(純額)	0	0
差入保証金	36,404	36,404
敷金	1,417,378	1,186,212
投資その他の資産合計	1,912,677	1,863,071
固定資産合計	2,491,129	2,288,131
資産合計	6,406,769	5,610,794

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	19,972	11,515
電子記録債務	1,333,700	1,323,022
買掛金	310,424	326,707
短期借入金	<sup>1</sup> 2,873,000	<sup>1</sup> 2,873,000
1年内返済予定の長期借入金	73,650	121,950
リース債務	47,887	40,527
未払金	<sup>2</sup> 686,871	<sup>2</sup> 339,092
未払費用	41,040	35,812
未払消費税等	262,247	45,034
未払法人税等	90,859	74,015
契約負債	9,930	8,077
前受金	81,036	75,361
預り金	7,792	7,027
前受収益	26,055	<sup>2</sup> 26,920
ポイント引当金	94,296	99,480
事業構造改革引当金	163,184	-
変動報酬引当金	-	45,312
資産除去債務	99,547	17,400
その他	920	2,136
流動負債合計	6,222,419	5,472,396
固定負債		
長期借入金	1,080,200	996,400
長期預り保証金	91,940	91,940
リース債務	40,527	-
繰延税金負債	131,474	188,542
関係会社事業損失引当金	21,374	60,840
資産除去債務	745,372	708,950
その他	7,384	7,384
固定負債合計	2,118,273	2,054,058
負債合計	8,340,693	7,526,455
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	2,468,485	2,468,485
資本剰余金合計	2,468,485	2,468,485
利益剰余金		
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,179,559	5,281,732
利益剰余金合計	4,679,559	4,781,732
自己株式	26,505	26,505
株主資本合計	2,137,579	2,239,753
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	203,655	324,092
評価・換算差額等合計	203,655	324,092
純資産合計	1,933,923	1,915,660
負債純資産合計	6,406,769	5,610,794

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
売上高	11,975,883	10,026,675
売上原価		
商品期首棚卸高	2,478,176	1,428,949
当期商品仕入高	3,755,147	3,733,949
合計	6,233,324	5,162,899
他勘定振替高	<sup>1</sup> 1,368	<sup>1</sup> 935
商品期末棚卸高	1,428,949	1,291,650
商品売上原価	<sup>2</sup> 4,803,006	<sup>2</sup> 3,870,312
売上総利益	7,172,876	6,156,362
販売費及び一般管理費		
販売手数料	206,043	187,792
広告宣伝費	361,397	307,294
役員報酬	54,492	50,322
給料及び手当	2,242,771	1,644,498
退職給付費用	73,957	51,815
福利厚生費	353,552	270,947
減価償却費	241,276	173,167
ポイント引当金繰入額	5,191	5,184
変動報酬引当金繰入額	-	45,312
賃借料	1,988,554	1,554,025
店舗管理費	567,705	435,726
業務委託費	444,028	349,879
その他	1,429,455	1,121,005
販売費及び一般管理費合計	7,958,043	6,196,971
営業損失( )	785,167	40,608
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	6,404	6,404
不動産賃貸料	292,929	281,844
手数料収入	97,170	92,044
その他	23,494	23,946
営業外収益合計	420,001	404,241
営業外費用		
支払利息	83,252	80,921
不動産賃貸費用	194,466	193,069
固定資産除却損	<sup>3</sup> 1,079	<sup>3</sup> 3,428
その他	62,720	33,806
営業外費用合計	341,518	311,225
経常利益又は経常損失( )	706,684	52,407
特別損失		
減損損失	<sup>4</sup> 70,273	<sup>4</sup> 47,720
事業構造改革引当金繰入額	164,089	-
関係会社株式評価損	19,900	-
関係会社事業損失引当金繰入額	21,374	39,466
特別損失合計	275,637	87,186
税引前当期純損失( )	982,321	34,779
法人税、住民税及び事業税	83,187	74,015
法人税等調整額	15,122	6,621
法人税等合計	68,064	67,394
当期純損失( )	1,050,386	102,173

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	4,129,265	3,629,265	26,493	1,087,273
会計方針の変更による累積的影響額					92	92		92
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	4,129,172	3,629,172	26,493	1,087,180
当期変動額								
当期純損失（ ）					1,050,386	1,050,386		1,050,386
自己株式の取得							12	12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,050,386	1,050,386	12	1,050,398
当期末残高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	5,179,559	4,679,559	26,505	2,137,579

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	210,346	210,346	876,926
会計方針の変更による累積的影響額			92
会計方針の変更を反映した当期首残高	210,346	210,346	876,834
当期変動額			
当期純損失（ ）			1,050,386
自己株式の取得			12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,690	6,690	6,690
当期変動額合計	6,690	6,690	1,057,089
当期末残高	203,655	203,655	1,933,923

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	5,179,559	4,679,559	26,505	2,137,579	
当期変動額									
当期純損失( )					102,173	102,173		102,173	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	102,173	102,173	-	102,173	
当期末残高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	5,281,732	4,781,732	26,505	2,239,753	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	203,655	203,655	1,933,923
当期変動額			
当期純損失( )			102,173
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	120,437	120,437	120,437
当期変動額合計	120,437	120,437	18,263
当期末残高	324,092	324,092	1,915,660

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	982,321	34,779
減価償却費	241,276	173,167
減損損失	70,273	47,720
ポイント引当金の増減額( は減少)	17,821	5,184
事業構造改革引当金の増減額( は減少)	163,184	163,184
関係会社事業損失引当金の増減額( は減少)	21,374	39,466
変動報酬引当金の増減額( は減少)	-	45,312
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	20,404	-
有形固定資産除却損	885	3,428
関係会社株式評価損	19,900	-
受取利息及び受取配当金	6,406	6,406
支払利息	83,252	80,921
売上債権の増減額( は増加)	12,159	97,754
棚卸資産の増減額( は増加)	990,663	110,668
仕入債務の増減額( は減少)	171,475	2,852
未払消費税等の増減額( は減少)	136,621	217,193
未払金の増減額( は減少)	339,270	331,829
その他	30,531	14,901
小計	232,423	167,523
助成金の受取額	1,702	-
法人税等の支払額	84,600	90,859
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,525	258,383
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,735	15,381
無形固定資産の取得による支出	187,361	50,425
敷金及び保証金の差入による支出	3,716	4,834
敷金及び保証金の回収による収入	369,399	236,000
資産除去債務の履行による支出	134,021	103,128
その他の資産取得による支出	199	2,623
利息及び配当金の受取額	6,406	6,406
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,771	66,012
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	117,100	-
長期借入金の返済による支出	42,600	35,500
リース債務の返済による支出	47,071	47,887
自己株式の増減額( は増加)	12	-
利息の支払額	83,553	81,301
手数料の支払額	1,873	1,466
財務活動によるキャッシュ・フロー	292,210	166,155
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	96,914	358,526
現金及び現金同等物の期首残高	1,585,878	1,488,964
現金及び現金同等物の期末残高	1,488,964	1,130,438

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

(5) 賃貸不動産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～30年

器具及び備品 6年

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

##### (4) ポイント引当金

当社ポイント制度に伴い他社利用に対し顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### (5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、今後の損失負担見込額を計上しております。

##### (6) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

##### (7) 変動報酬引当金

業務委託先に対する報酬のうち、未確定の報酬の支出に充てるため、支出見込額に基づき計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 商品の販売

当社は、主に商品の販売を行っております。店舗販売における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、ECサイト販売における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。

##### (2) 自社運営のポイント

当社は、店舗及びECサイト販売において自社ポイントを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントが使用または失効した時点で収益を認識しております。

#### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

## 1. 商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	1,428,949	1,291,650
売上原価(棚卸資産評価損)	82,947	52,310

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。収益性の低下の有無は主に次のような事実の発生に基づいて判断しており、該当する場合には帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

- ・商品の販売価格が取得原価を下回っていること
- ・商品の品質が低下していること(傷、汚損等)
- ・商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過していること
- ・その他、商品の販売が困難と認められる状況

収益性の低下の有無については慎重に検討しておりますが、販売環境の急激な変化、その他市場動向の変化等により、当社の予測と実績とが乖離するような状況が発生した場合には、追加の評価損が計上される可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	238,192	144,011
無形固定資産	340,259	281,049
長期前払費用	6,873	4,306
合計	585,325	429,367
特別損失(減損損失)	70,273	47,720

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗毎(Ｅコマースを含む営業店舗及び賃貸店舗)(以下、「店舗等」として)しており、本社及び物流センター等につきましては、共用資産としてグルーピングしております。

営業店舗は主として管理会計における本社負担費配賦後の営業損益が２期連続してマイナスとなった店舗について、賃貸店舗は主として営業損益が２期連続してマイナスとなった店舗について、減損の兆候が認められると判断しております。

減損の兆候が認められた店舗等に係る固定資産のうち、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を下回っている場合には、該当する店舗等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

共用資産を含むより大きな単位での固定資産については、減損の兆候が認められると判断しておりますが、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

これらの減損損失の認識の判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画は、店舗別売上高の増加、Ｅコマース売上の成長、売上総利益率の改善、経費の削減等を考慮して作成しております。

これらの見積りは合理的と判断しておりますが、前提条件や事業環境等に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、翌事業年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社が金融機関と締結しているシンジケーション形式によるコミットメントライン契約(当事業年度末における借入残高1,150,000千円)には、2022年2月期決算以降各年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持する旨の財務制限条項が付されております。

当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社地域経済活性化支援機構より金融機関に対して回収等停止要請を行い応諾を得ております。

なお、本契約につきましては、2024年3月28日付にて、各参加金融機関によるリファイナンス(借換)により全額弁済のうえ解消しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
関係会社株式	451,866千円	635,992千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
短期借入金	373,000千円	373,000千円

2 関係会社に対する資産、負債は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
流動資産(その他)	10,344千円	19,583千円
未払金	10,478	4,177
前受収益	-	132

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行3行とシンジケーション形式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,500,000千円	2,500,000千円
借入実行残高	2,500,000	2,500,000
差引額	-	-

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	
販売費及び一般管理費振替高	576千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	792
(主なものは外部責任による汚損商品の処分及び外注委託先の修理ミスによる商品の処分であります。同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	1,368千円

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	
販売費及び一般管理費振替高	566千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	369
(主なものは外部責任による汚損商品の処分及び外注委託先の修理ミスによる商品の処分であります。同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	935千円

2. 商品期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下後の金額であり、商品売上原価には以下の項目が含まれております。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
棚卸資産評価損	82,947千円	52,310千円

3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
建物	885千円	2,888千円
器具及び備品	0	540
ソフトウェア	194	-
計	1,079	3,428

## 4. 固定資産の減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 (GB なんば店 他10営業店舗)	店舗設備	建物、器具及び備品等	23,430
その他 (POSレジ)	遊休資産 (店舗閉鎖)	リース資産	7,624
(ソフトウェア)	遊休資産 (事業休止)	ソフトウェア他	39,218
計			70,273

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、保養所等については物件毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(23,430千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物22,730千円、器具及び備品363千円、長期前払費用336千円であります。

なお、営業店舗及び賃貸店舗に係る資産の回収可能額は、主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、回収可能額を0円として評価しております。

また、遊休資産は将来の使用見込みがないため、該当資産の減損損失を認識し、当事業年度末における回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(46,843千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、リース資産7,624千円、ソフトウェア他39,218千円であります。なお、遊休資産の回収可能額は正味売却価額により算定しており、他への売却等が実質困難な遊休資産については、正味売却価額を0円として評価しております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 (MF イオンモール上尾店 他13営業店舗)	店舗設備	建物、器具及び備品等	47,720
計			47,720

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、保養所等については物件毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(47,720千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物39,789千円、器具及び備品6,089千円、長期前払費用1,840千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,470,822	-	-	24,470,822
合計	24,470,822	-	-	24,470,822
自己株式				
普通株式(注)	105,546	149	-	105,695
合計	105,546	149	-	105,695

(注) 普通株式の自己株式の増加149株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,470,822	-	-	24,470,822
合計	24,470,822	-	-	24,470,822
自己株式				
普通株式(注)	105,695	-	-	105,695
合計	105,695	-	-	105,695

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当する事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
現金及び預金勘定	1,488,964千円	1,130,438千円
現金及び現金同等物	1,488,964	1,130,438

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
重要な資産除去債務の額	- 千円	6,595千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗におけるPOSシステム(器具及び備品)であります。

無形固定資産

店舗システムのソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法(3)」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
1年内	20,278	35,548
1年超	9,217	493
合計	29,496	36,041

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、店舗出店先への売上預け金及びクレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

関係会社株式について、市場価格のない株式等以外のものは業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。また市場価格のない株式等は、非上場の子会社株式であります。

差入保証金及び敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されていますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新する方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（（注）1.を参照ください）。

前事業年度（2023年2月28日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)関係会社株式	451,866	451,866	-
(2)差入保証金	36,404	36,404	-
(3)敷金	1,417,378	1,404,182	13,196
資産計	1,905,648	1,892,452	13,196
(4)長期借入金	1,080,200	1,054,898	25,301
負債計	1,080,200	1,054,898	25,301

「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注）1.市場価格のない株式等は、「関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
関係会社株式	0

当事業年度（2024年2月29日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)関係会社株式	635,992	635,992	-
(2)差入保証金	36,404	36,404	-
(3)敷金	1,186,212	1,167,876	18,336
資産計	1,858,609	1,840,272	18,336
(4)長期借入金	996,400	964,168	32,231
負債計	996,400	964,168	32,231

「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注）1.市場価格のない株式等は、「関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	0

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2023年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,488,964	-	-	-
売掛金	696,387	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	203,127	-	-	1,214,251
合計	2,388,479	-	-	1,250,655

当事業年度(2024年2月29日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,130,438	-	-	-
売掛金	598,632	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	47,203	-	-	1,139,009
合計	1,776,274	-	-	1,175,413

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2023年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,873,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定 の長期借入金	73,650	-	-	-	-	-
長期借入金	-	121,950	125,400	108,850	82,800	641,200
合計	2,946,650	121,950	125,400	108,850	82,800	641,200

当事業年度(2024年2月29日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,873,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定 の長期借入金	121,950	-	-	-	-	-
長期借入金	-	125,400	115,950	82,800	82,800	589,450
合計	2,994,950	125,400	115,950	82,800	82,800	589,450

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式				
株式	451,866	-	-	451,866
資産計	451,866	-	-	451,866

当事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式 株式	635,992	-	-	635,992
資産計	635,992	-	-	635,992

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,404,182	-	1,404,182
資産計	-	1,440,586	-	1,440,586
長期借入金	-	1,054,898	-	1,054,898
負債計	-	1,054,898	-	1,054,898

当事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,167,876	-	1,167,876
資産計	-	1,204,280	-	1,204,280
長期借入金	-	964,168	-	964,168
負債計	-	964,168	-	964,168

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金、敷金

差入保証金、敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを、店舗の平均的な営業年数を基に国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2023年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当事業年度(2024年2月29日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年2月28日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	451,866	140,513	311,352
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	451,866	140,513	311,352
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		451,866	140,513	311,352

当事業年度(2024年2月29日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	635,992	140,513	495,478
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	635,992	140,513	495,478
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		635,992	140,513	495,478

### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当事業年度において、子会社株式について減損処理を行い、関係会社株式評価損19,900千円を計上しております。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、事業年度末における株式の実質価額が著しく低下し、回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、73,957千円であります。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、51,815千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	22,335千円	14,117千円
契約負債	3,435	2,794
ポイント引当金	32,617	34,410
未払費用	14,195	12,387
未払事業所税	3,743	3,458
貸倒引当金	62,733	61,820
減損損失	90,262	82,520
固定資産償却超過額	12,202	9,600
資産除去債務	292,257	251,244
繰越欠損金(注)	3,067,517	3,137,896
関係会社事業損失引当金	7,393	21,044
事業構造改革引当金	56,445	-
変動報酬引当金	-	15,673
その他	3,170	18,380
繰延税金資産小計	3,668,310	3,665,348
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	3,067,517	3,137,896
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	600,792	527,452
評価性引当額小計	3,668,310	3,665,348
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務固定資産	23,778	17,156
その他有価証券評価差額金	107,696	171,386
繰延税金負債合計	131,474	188,542
繰延税金資産(負債)の純額	131,474	188,542

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	-	-	219,938	2,847,579	3,067,517
評価性引当額	-	-	-	-	219,938	2,847,579	3,067,517
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	-	219,938	-	2,917,958	3,137,896
評価性引当額	-	-	-	219,938	-	2,917,958	3,137,896
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～18年と見積り、割引率は0.00%～1.35%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
期首残高	963,488千円	844,920千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	6,595千円
時の経過による調整額	976千円	679千円
資産除去債務の履行による減少額	111,018千円	94,240千円
退店等に伴う見積変更額(は減少)	8,527千円	31,603千円
期末残高	844,920千円	726,350千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	708,546	696,387
契約負債	12,537	9,930
前受金	80,273	81,036

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は92,811千円であります。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	696,387	598,632
契約負債	9,930	8,077
前受金	81,036	75,361

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は90,966千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)及び当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)及び当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	イオンリテール㈱	千葉県美浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	33,112	敷金	180,677
							売上金の一時預け	-	売上預け金	38,434
							店舗の賃借料(注)2	242,125	-	-
その他の関係会社の子会社	イオンモール㈱	千葉県美浜区	42,381,809	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	114,156	敷金	462,207
							売上金の一時預け	-	売上預け金	59,126
							店舗の賃借料(注)2	396,958	-	-
その他の関係会社の子会社	イオン北海道㈱	札幌市白石区	6,100,435	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	12,832	敷金	70,141
							売上金の一時預け	-	売上預け金	11,110
							店舗の賃借料(注)2	76,637	-	-

(注)1. 上記金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	イオンリテール㈱	千葉県美浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	9,954	敷金	170,723
							売上金の一時預け	-	売上預け金	27,633
							店舗の賃借料(注)2	192,633	-	-
その他の関係会社の子会社	イオンモール㈱	千葉県美浜区	42,383,022	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	127,514	敷金	334,692
							売上金の一時預け	-	売上預け金	50,595
							店舗の賃借料(注)2	293,521	-	-
その他の関係会社の子会社	イオン北海道㈱	札幌市白石区	6,100,435	ディベロップ事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	13,191	敷金	56,950
							売上金の一時預け	-	売上預け金	8,514
							店舗の賃借料(注)2	51,632	-	-

(注)1. 上記金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 ( 自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日 )	当事業年度 ( 自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日 )
1 株当たり純資産額	79円37銭	78円62銭
1 株当たり当期純損失	43円11銭	4円19銭

( 注 ) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 ( 自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日 )	当事業年度 ( 自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日 )
当期純損失 ( 千円 )	1,050,386	102,173
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る当期純損失 ( 千円 )	1,050,386	102,173
期中平均株式数 ( 株 )	24,365,216	24,365,127

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 ( 2023年 2 月28日 )	当事業年度末 ( 2024年 2 月29日 )
純資産の部の合計額 ( 千円 )	1,933,923	1,915,660
純資産の部の合計額から控除する金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 ( 千円 )	1,933,923	1,915,660
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 ( 株 )	24,365,127	24,365,127

(重要な後発事象)

(第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行、資本金及び資本準備金の額の減少)

・第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行

当社は、2024年5月23日付にて、第三者割当の方法によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行につきまして、払込が完了いたしました。

1. A種種類株式

払込期日	2024年5月23日
発行新株式数	A種種類株式16,222,700株
発行価額	1株につき30.82円
調達資金の額	499,983千円
増加する資本金の額	249,991千円(1株につき、15.41円)
増加する資本準備金の額	249,991千円(1株につき、15.41円)
募集または割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおりA種種類株式を割り当てました。 G P 上場企業出資投資事業有限責任組合：7,902,700株 G P バイアウトP投資事業有限責任組合：8,320,000株

2. B種種類株式

払込期日	2024年5月23日
発行新株式数	B種種類株式499,997株
発行価額	1株につき1,000円
調達資金の額	499,997千円 但し、引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とするため、当社の手元資金の増加はありません。
増加する資本金の額	249,998千円(1株につき、500円)
増加する資本準備金の額	249,998千円(1株につき、500円)
募集または割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおりB種種類株式を割り当てました。 株式会社みずほ銀行：138,184株 株式会社商工組合中央金庫：154,538株 三井住友信託銀行株式会社：103,638株 オリックス株式会社：55,273株 城ヶ島合同会社：48,364株

3. 第1回新株予約権

割当日	2024年5月23日
発行新株予約権数	322,000個
発行価額	総額9,982千円(新株予約権1個あたり31円)
当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 32,200,000株 (新株予約権1個あたり100株)
調達資金の額	502,642千円(注) (内訳) 新株予約権発行分: 9,982千円 新株予約権行使分: 492,660千円
行使価額	当初行使価額: 15.3円
行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てました。 GP上場企業出資投資事業有限責任組合: 156,566個 GPパイアウトP投資事業有限責任組合: 165,434個

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額となります。行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

4. 第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済普通株式総数	発行済A種種類株式総数	発行済B種種類株式総数	資本金の額
発行前	24,470,822株	-株	-株	100,000千円
発行後	24,470,822株	16,222,700株	499,997株	(注) 599,990千円

(注) 下記「資本金及び資本準備金の額の減少」のとおり、資本金の額の減少の効力が発生していますが、上記の発行後の資本金の額としては当該資本金の額の減少の効力の発生前の額を記載しております。

・ 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2024年5月23日付にて、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当の効力が生じたことから、資本金及び資本準備金の額を減少しその他資本剰余金への振替をいたしました。

1. 資本金の額の減少

A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本金の額599,990千円を499,990千円減少して、100,000千円としました。

2. 資本準備金の額の減少

A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本準備金の額499,990千円的全額を減少しました。

3. 資本金の額および資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振替ました。

(株式会社地域経済活性化支援機構による買取決定等並びに債務免除及び債務の株式化等の金融支援)

当社は、当社に対して金融債権を有する取引金融機関等(以下「本引受金融機関等」といいます。)の全てから、約15億円の債権放棄及び約5億円の債務の株式化等の金融支援を含む事業再生計画に同意する旨の回答がなされ、

2024年3月28日付にて、株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に定める買取決定等（以下「本買取決定等」といいます。）を同機構より頂いております。

また、第三者割当の方法によるB種種類株式の発行（以下「B種種類株式第三者割当」といいます。）に関して、割当予定先としていた株式会社横浜銀行が2024年4月26日付で当社に対して有する貸付債権のすべてをオリックス株式会社に譲渡し、また、同じく割当予定先としていた株式会社三井住友銀行が2024年4月23日付で当社に対して有する貸付債権のすべてを城ヶ島合同会社に譲渡したことに伴い、当社は、2024年4月30日付で、株式会社横浜銀行に代えてオリックス株式会社を、また、株式会社三井住友銀行に代えて城ヶ島合同会社を、それぞれB種種類株式の割当予定先に変更する旨の決議をいたしました。

それにより2024年5月23日付にて、第三者割当によるA種種類株式及び新株予約権発行に係る払込みが完了するとともに、全ての取引金融機関等による債権放棄及び債務の株式化等の金融支援が実行されましたので、債務免除益14億9千9百万円を計上するものです。

## 1. 金融支援

### (1) 債務免除

借入先	株式会社みずほ銀行 株式会社商工組合中央金庫 三井住友信託銀行株式会社 オリックス株式会社 城ヶ島合同会社
債務の種類	借入金
債務免除の金額	1,499,999千円
債務の総額に対する割合	37.6%

### (2) 債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））

引受先	株式会社みずほ銀行 株式会社商工組合中央金庫 三井住友信託銀行株式会社 オリックス株式会社 城ヶ島合同会社
債務の種類	借入金
債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））の金額	499,997千円

（注）債務の株式化に伴う新株の発行については、「（第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行、資本金及び資本準備金の額の減少） 第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、第三者割当による第1回新株予約権の発行 2. B種種類株式」をご参照ください。

### (3) 債務の返済条件の変更

本引受金融機関等より、上記債務免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））実行後の借入金債務について、返済条件の変更を頂きました。

## 2. 業績に与える影響

2025年2月期第1四半期決算において、特別利益に債務免除益14億9千9百万円を計上いたします。

(利益準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2024年5月30日開催第75回定時株主総会において、利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件につき、決議いたしました。

1. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、当期末において、利益剰余金の欠損額4,781,732千円を計上しております。この状況を踏まえ、利益剰余金の欠損を補填するとともに資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を取り崩して、繰越利益剰余金へ振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金へ振替しております。

なお、本件は「純資産の部」の勘定振替であり当社の純資産の額に変更を生ずるものではありません。

2. 利益準備金の額の減少

(1) 利益準備金の額の減少の内容

減少する準備金の額

利益準備金 500,000千円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000千円

(2) 利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月30日

3. 剰余金の処分

(1) 剰余金の額の減少の内容

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,468,465千円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,468,465千円

(2) 剰余金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月30日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,318,422	12,741	1.2 168,155 (39,789)	1,163,008	1,046,325	39,571	116,683
機械及び装置	7,609	-	-	7,609	4,142	650	3,466
器具及び備品	1,131,479	9,236	1.2 83,965 (6,089)	1,056,749	1,036,338	16,511	20,411
土地	0	-	-	0	-	-	0
リース資産	64,416	-	-	64,416	60,966	3,449	3,449
建設仮勘定	6,668	10,777	17,446	-	-	-	-
有形固定資産計	2,528,596	32,755	1 269,567 (45,879)	2,291,784	2,147,773	60,182	144,011
無形固定資産							
商標権	1,500	-	-	1,500	970	150	529
電話加入権	9,155	-	-	9,155	-	-	9,155
ソフトウェア	1,198,558	24,520	-	1,223,078	1,010,236	76,945	212,842
ソフトウェア仮勘定	5,500	53,123	27,217	31,405	-	-	31,405
リース資産	162,700	-	-	162,700	135,583	32,540	27,116
無形固定資産計	1,377,414	77,643	27,217	1,427,840	1,146,790	109,635	281,049
長期前払費用	70,011	2,680	9,617 (1,840)	63,073	58,766	3,405	4,306
賃貸不動産	686,692	0	0	686,692	686,692	0	0

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加・減少の主なものは次のとおりであります。

	建物 千円	器具及び備品 千円
退店に伴う減少(11店舗)	90,710	49,218

3. 減損損失は直接控除で記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,873,000	2,873,000	1.89	-
1年以内に返済予定の長期借入金	73,650	121,950	2.38	-
1年以内に返済予定のリース債務	47,887	40,527	0.15	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,080,200	996,400	2.23	2025年～2036年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	40,527	-	-	-
合計	4,115,265	4,031,877	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	125,400	115,950	82,800	82,800

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	94,296	5,184	-	-	99,480
事業構造改革引当金	163,184	-	163,184	-	-
変動報酬引当金	-	45,312	-	-	45,312
関係会社事業損失引当金	21,374	39,466	-	-	60,840

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金の種類	
当座預金	1,076,449
普通預金	37,026
別段預金	1,927
郵便振替貯金	93
小計	1,115,497
現金	14,940
合計	1,130,438

ロ．売掛金  
相手先別内訳

区分	相手先	金額(千円)
クレジット関係	(株)オリエントコーポレーション	142,444
	(株)ジェーシービー	47,244
	三井住友カード(株)	40,735
	三菱UFJニコス(株)	37,231
	アマゾンジャパン(合)	37,127
	その他	127,007
	小計	431,791
デベロッパー関係	イオンモール(株)	50,595
	イオンリテール(株)	27,633
	(株)パルコ	16,068
	イオン北海道(株)	8,514
	ユニー(株)	6,909
	その他	57,119
	小計	166,840
合計	598,632	

(注) 1. クレジット関係

信販会社等との業務提携契約及び加盟店契約に基づくクレジット販売に伴う売上債権で、期末日現在における未精算額であります。

2. デベロッパー関係

主にSCもしくは駅ビルのデベロッパー等との賃貸借契約に基づく売上預け金のうち、期末日現在における未回収額であります。

回収状況及び滞留期間

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{((A) + (D)) \div 2}{(B)}$ 366
696,387	10,832,360	10,930,115	598,632	94.8	21.9

八．商品

区分	金額（千円）
重衣料 （スーツ、オーダースーツ、ジャケット、スラックス、コート他）	539,818
中衣料（ブルゾン他）	67,679
軽衣料（ニット製品、シャツ他）	670,191
その他	13,961
合計	1,291,650

二．貯蔵品

区分	金額（千円）
生地	116,902
包装用資材 （商品袋、ツーリストバッグ、贈答用品箱他）	17,861
その他	6,137
合計	140,901

固定資産

イ．関係会社株式

相手先	金額（千円）
イオン（株）	635,992
テイエムエムサービス（株）	0
合計	635,992

ロ．敷金

相手先	金額（千円）
イオンモール（株）（TAKA-Qイオンモール水戸内原店他37店）	334,692
イオンリテール（株）（m.f.editorialイオンモール浦和美園店他20店）	170,723
（株）松原興産（GRAND-BACKなんば店）	58,495
イオン北海道（株）（TAKA-Qイオンモール札幌平岡店他7店）	56,950
ユニー（株）（m.f.editorialリバーサイド千秋店他3店）	27,660
その他	537,691
合計	1,186,212

流動負債  
イ．支払手形  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)佐和	6,931
東洋紙業(株)	4,267
山本洋品雑貨(株)	316
合計	11,515

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2024年3月	3,029
2024年4月	8,170
2024年5月	316
合計	11,515

ロ．電子記録債務  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ワキタ(株)	244,529
東レインターナショナル(株)	157,616
(株)センチュリーエール	136,838
(株)水甚	124,929
美濃屋(株)	112,935
その他	546,172
合計	1,323,022

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2024年3月	192,309
2024年4月	645,511
2024年5月	388,623
2024年7月	96,578
合計	1,323,022

八．買掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東レインターナショナル(株)	73,165
大栄既製服(株)	72,680
(株)センチュリーエール	47,803
(株)水甚	15,482
ワキタ(株)	12,589
その他	104,986
合計	326,707

二．未払金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)地域経済活性化支援機構	34,913
(株)ミロク情報サービス	23,966
イオンリテール(株)	18,716
PwCアドバイザリ-(合)	18,351
佐川グローバルロジスティクス(株)	16,758
その他	226,386
合計	339,092

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,939,355	4,970,592	7,475,436	10,026,675
税引前四半期純利益又は税引前四半期(当期)純損失( )(千円)	155,683	57,580	81,640	34,779
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( )(千円)	137,062	93,759	28,116	102,173
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失( )(円)	5.63	3.85	1.15	4.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )(円)	5.63	9.47	5.00	5.35

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで															
定時株主総会	5月中															
基準日	2月末日															
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り・買増し																
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部															
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
取次所																
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://online.taka-q.jp">https://online.taka-q.jp</a>															
株主に対する特典	毎年2月末日現在の株主に下記の基準により、当社の各店舗で使用できる株主優待券を贈呈する。 <table border="1"> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>2,000円相当分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>1,500株未満</td> <td>4,000円 "</td> </tr> <tr> <td>1,500株以上</td> <td>2,000株未満</td> <td>6,000円 "</td> </tr> <tr> <td>2,000株以上</td> <td>2,500株未満</td> <td>8,000円 "</td> </tr> <tr> <td>2,500株以上</td> <td></td> <td>10,000円 "</td> </tr> </table>	500株以上	1,000株未満	2,000円相当分	1,000株以上	1,500株未満	4,000円 "	1,500株以上	2,000株未満	6,000円 "	2,000株以上	2,500株未満	8,000円 "	2,500株以上		10,000円 "
500株以上	1,000株未満	2,000円相当分														
1,000株以上	1,500株未満	4,000円 "														
1,500株以上	2,000株未満	6,000円 "														
2,000株以上	2,500株未満	8,000円 "														
2,500株以上		10,000円 "														

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第74期）（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）2023年5月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2023年5月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第75期第1四半期）（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）2023年7月11日関東財務局長に提出  
（第75期第2四半期）（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）2023年10月11日関東財務局長に提出  
（第75期第3四半期）（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）2024年1月9日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2023年5月30日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2023年7月13日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2023年10月11日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年1月25日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年3月25日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年4月11日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年5月23日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年5月30日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付資料  
2024年1月25日関東財務局長に提出（A種種類株式、B種種類株式及び第1回新株予約権）
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
2024年3月25日関東財務局長に提出  
2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。  
2024年3月28日関東財務局長に提出  
2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。  
2024年4月11日関東財務局長に提出  
2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。  
2024年4月30日関東財務局長に提出  
2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。  
2024年4月30日関東財務局長に提出  
2024年4月30日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書の訂正届出書であります。  
2024年5月23日関東財務局長に提出  
2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年5月30日

株式会社タカキュー

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川和也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村秀偉

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカキューの2023年3月1日から2024年2月29日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカキューの2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2024年5月23日付で第三者割当によるA種種類株式及び第1回新株予約権の発行について払込が完了するとともに、同日付で取引金融機関等による債務免除、債務の株式化（B種種類株式の発行）及び借入金債務の返済条件の変更が行われた。また、会社は同日付で資本金及び資本準備金の減少を行ったうえで、欠損填補を目的として利益準備金の減少及び剰余金の処分を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2019年2月期から当事業年度まで6事業年度連続で営業損失を計上しており、当事業年度末において純資産額が1,915,660千円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>経営者は、当該事象又は状況を解消するための対応策として、事業構造改革の諸施策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各種施策を検討・推進している。経営者は、2024年5月23日において実行されたA種種類株式及び第1回新株予約権の発行、取引金融機関等による債務の株式化（B種種類株式の発行）、債務免除及び借入金債務の返済条件の変更（以下、「2024年5月23日付の株式等の発行及び金融支援」という。）等によって、当事業年度末の翌日から1年間の会社の資金繰りに重要な懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、財務諸表において継続企業の前提に関する注記を行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断に当たっては、当事業年度末の翌日から1年間の資金計画が考慮される。当該資金計画には、2024年5月23日付の株式等の発行及び金融支援のほか、事業構造改革の諸施策の実施による経費の削減等による収支の改善が見込まれている。</p> <p>以上より、継続企業の前提に関する不確実性の有無は、2024年5月23日付の株式等の発行及び金融支援が財務面で重要な影響を与えるとともに、経営者による主観的な判断を伴う領域であることから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者の判断の妥当性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 継続企業の前提に関する評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の評価した。評価にあたっては、資金計画の作成・承認プロセスに焦点を当てた。</p> <p>(2) 資金計画の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画の基礎となる将来の事業計画の実行可能性について、経営企画部門の責任者との討議を実施した。</li> <li>・過去の事業計画と実績の状況を把握し、その乖離要因等を分析することにより経営者が作成した事業計画の信頼性を検討した。</li> <li>・資金計画が事業計画を基礎として策定されているか分析を実施し、その整合性を検討した。</li> <li>・資金計画の前提となっているA種種類株式及び第1回新株予約権の発行、取引金融機関等による債務の株式化（B種種類株式の発行）、債務免除及び借入金債務の返済条件の変更について、財務経理部門の責任者への質問、取引証憑との突合及び閲覧を実施し、2024年5月23日に計画通りに実行されたことを確認した。</li> </ul>

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は紳士服等の小売専門店であり、当事業年度末現在で日本国内に120店舗を有している。財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末における店舗固定資産、ソフトウェア等の共用資産を併せた固定資産の帳簿価額は429,367千円であり、総資産の約7.7%を占めている。</p> <p>会社は、最小のキャッシュ・フロー単位である営業店舗について、主として管理会計における本社負担費配賦後の営業損益が2期連続してマイナスとなった店舗について、減損の兆候が認められると判断している。減損の兆候が認められた店舗等に係る固定資産のうち、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該固定資産の帳簿価額の合計額を下回っている場合には、該当する店舗等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失47,720千円を計上している。</p> <p>また、会社は、共用資産を含むより大きな単位での固定資産について、減損の兆候が認められると判断しているが、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を上回っていることから、減損損失を計上していない。</p> <p>これらの減損損失の認識の判定において用いられた割引前将来キャッシュ・フローは、店舗別売上高の増加、Eコマース売上の成長、売上総利益率の改善、経費の削減等を考慮して作成されているため不確実性が高い。</p> <p>以上より、固定資産の減損判定は経営者による主観的な判断を伴う領域であることから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損判定に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積りに関する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損の兆候が認められた店舗等の固定資産及び共用資産を含むより大きな単位での固定資産に係る将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の実行可能性について、経営企画部門の責任者との討議を実施した。</li> <li>過去の事業計画と実績の状況を把握し、その乖離要因等を分析することにより、経営者が作成した事業計画の信頼性を検討した。</li> <li>事業計画における店舗別売上高及びEコマース売上について、利用可能な市場予測レポートと比較するとともに、実績との趨勢分析を行った。</li> <li>事業計画における売上総利益率について、過去の売上総利益率実績と比較し、経営企画部門の責任者への質問等により売上総利益率の変動要因を理解することによって、当該仮定の合理性を検討した。</li> <li>事業計画における経費削減策について、経営企画部門の責任者への質問により具体的な施策の内容を理解し、その実行可能性を検討した。</li> <li>取締役会で承認された新規店舗の出店、既存店舗の退店計画が、事業計画に適切に反映されているかどうかを検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカキューの2024年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカキューが2024年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に

関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。